

## アスベスト対策部会（第1回）議事次第

日時：平成17年9月5日

15:00～17:00

場所：国土交通省11階共用会議室

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 部会長の選出、部会長代理の指名
4. 部会の設置の趣旨について
5. 建築物のアスベスト対策に係る今後課題
6. その他
7. 閉 会

## アスベスト対策部会委員名簿

- (委員) 村上周三 慶應義塾大学教授  
久保哲夫 東京大学大学院教授  
櫻井敬子 学習院大学教授  
矢野 龍 住友林業(株)取締役社長
- (臨時委員) 青木宏之 (社)全国中小建築工事業団体連合会副会長  
坂本雄三 東京大学大学院教授  
笹田己由 全国建設労働組合総連合住宅対策部長  
藤本昌也 (株)現代計画研究所代表取締役  
野城智也 東京大学教授
- (専門委員) 合場直人 三菱地所(株)ビル事業本部ビル管理部長  
島田啓三 鹿島建設東京支店安全環境部担当部長  
富田雅行 ニチアス(株)技術本部環境管理室長  
名取雄司 中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長  
(医療法人社団ひらの亀戸ひまわり診療所)  
野口貴文 東京大学助教授  
野本孝三 東京都都市整備局市街地建築部長  
本橋健司 (独)建築研究所材料研究グループ長

(敬称略)

## アスベスト関係資料

部会の設置について	1
石綿について	3
建築物においてアスベストが含まれると考えられる施工部位	5
労働安全衛生法令による規制（厚生労働省パンフレット）	6
石綿（アスベスト）処理費用の過去3年施工実績データ	11
石綿に係る大気汚染防止法の規制等について	12
アスベスト製品の建築基準法上の取り扱いについて	15
住宅性能表示制度について	24
アスベスト問題への当面の対応（8月26日関係閣僚会議）	26
民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について	43
建設工事を実施する上での石綿の取扱について	52
建設業におけるアスベスト被害の実態把握について	53
吹付けアスベスト等の有無の確認方法について	54
民間建築物・公共建築物の吹付けアスベストに関する調査結果の取扱いについて	55
吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための都道府県労働局との連携について	56

## 部会の設置について

(根拠法令) 国土交通省設置法 (平成11年法律第100号)  
社会資本整備審議会令 (平成12年6月7日政令第299号)

### 1. 設置する部会<調査審議事項に応じて設置する。>

#### ○ アスベスト対策部会

アスベストによる健康影響が社会問題となっており、国土交通省では、既存建築物におけるアスベストの使用実態調査や建築物の解体時の飛散防止の徹底を図っているところであるが、今後の被害防止の観点から、既存建築物におけるアスベスト対策を強化することが必要となっている。このため、本部会を設置し、現在実施中の建築物におけるアスベストの実態調査の結果等を踏まえ、建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方などについて検討を行う。

#### 【アスベスト対策部会における検討事項】

○建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方に関する検討

○その他のアスベスト対策の検討

- ・住宅性能表示制度におけるアスベスト建材の使用状況の評価方法等のあり方に関する検討
- ・既存制度の活用も含めたアスベストの除去等に対する支援策
- ・消費者等からの相談体制の整備
- ・アスベスト建材の調査方法及び除去方法に関する調査研究
- ・地震発災後の応急危険度判定等の際のアスベストの飛散危険性の判定方法

### 2. 参考

#### (1) 現在設置されている部会

#### ○ 集団規定のあり方部会

- ・建築基準法の集団規定に関する事項を調査審議する。

#### ○ 市街地の再編に対応した建築物整備部会

- ・市街地における建築物整備のあり方について審議する。

#### ○ 官公庁施設部会

- ・時代の要請に対応した官庁施設とその整備の在り方に関する事項を調査審議する。

#### ○ 建築物等事故防止対策部会

・建築物等の事故防止対策に関する事項を調査審議する

○ 住宅・建築省エネルギー部会

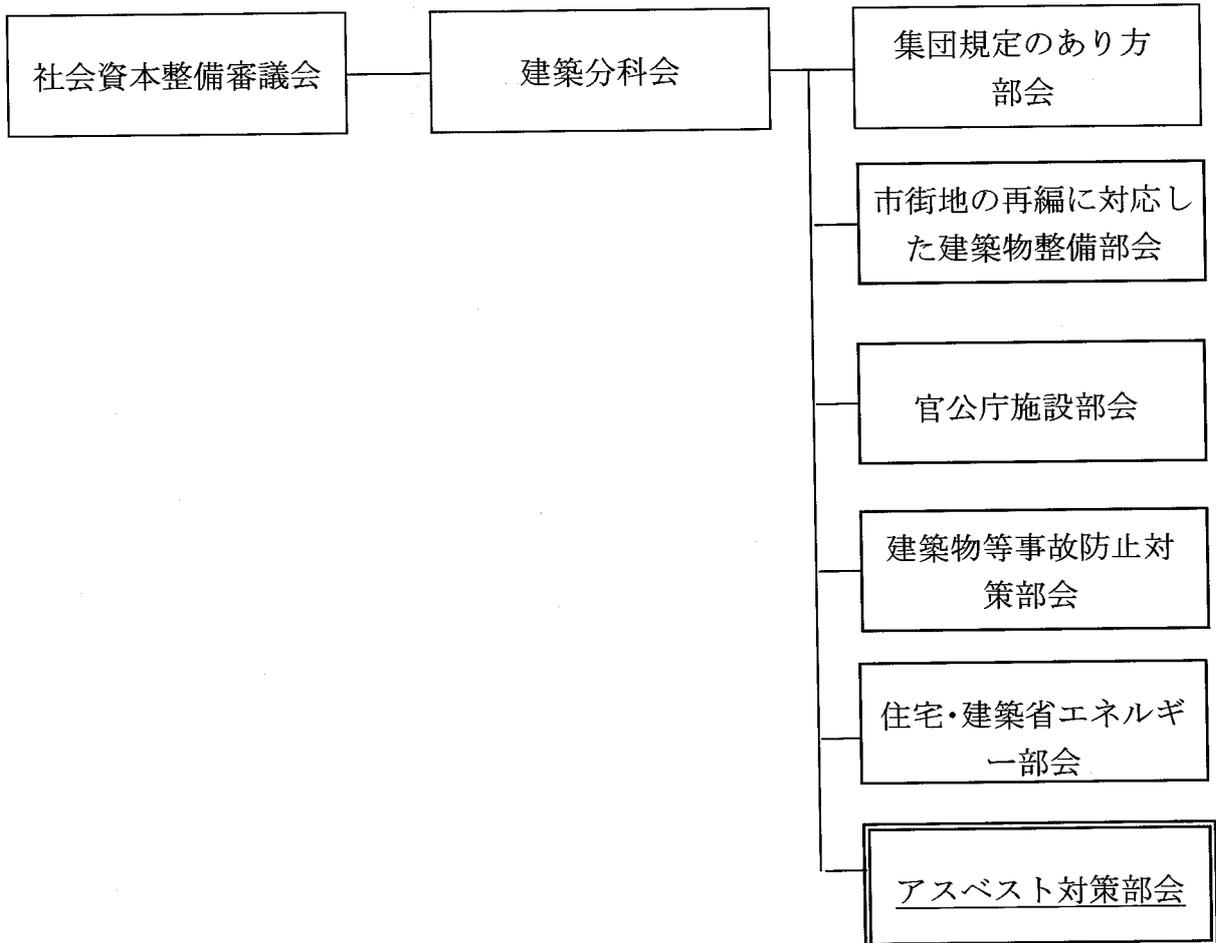
・住宅・建築物の省エネルギー対策に関する事項を調査審議する。

## (2) 組織図

国土交通省設置法  
第6条第1項  
第13条第1項

社会資本整備審議会令  
第6条第1項

社会資本整備審議会令  
第7条第1項



# I 石綿について

(厚生労働省労働基準局作成)

## 1. 石綿の種類

	分類	石綿名	備考
石 綿	蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）	建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
	角閃石系	クロシドライト（青石綿）	労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
		アモサイト（茶石綿）	
		アンソフィライト	他の石綿の鉱床中に不純物として含まれる 日本国内の産業界で使用されていない 建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
		トレモライト	
アクチノライト			

## 2. 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を生じるおそれがある。

### ● 石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つである。肺の線維化を起こすものは他の鉱物性粉じん等多くの原因があるが、石綿のばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺として区別している。

### ● 肺がん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。発がん性の強さは、石綿の種類により異なる他、石綿の太さ、長さにも関与する。

### ● 悪性中皮腫

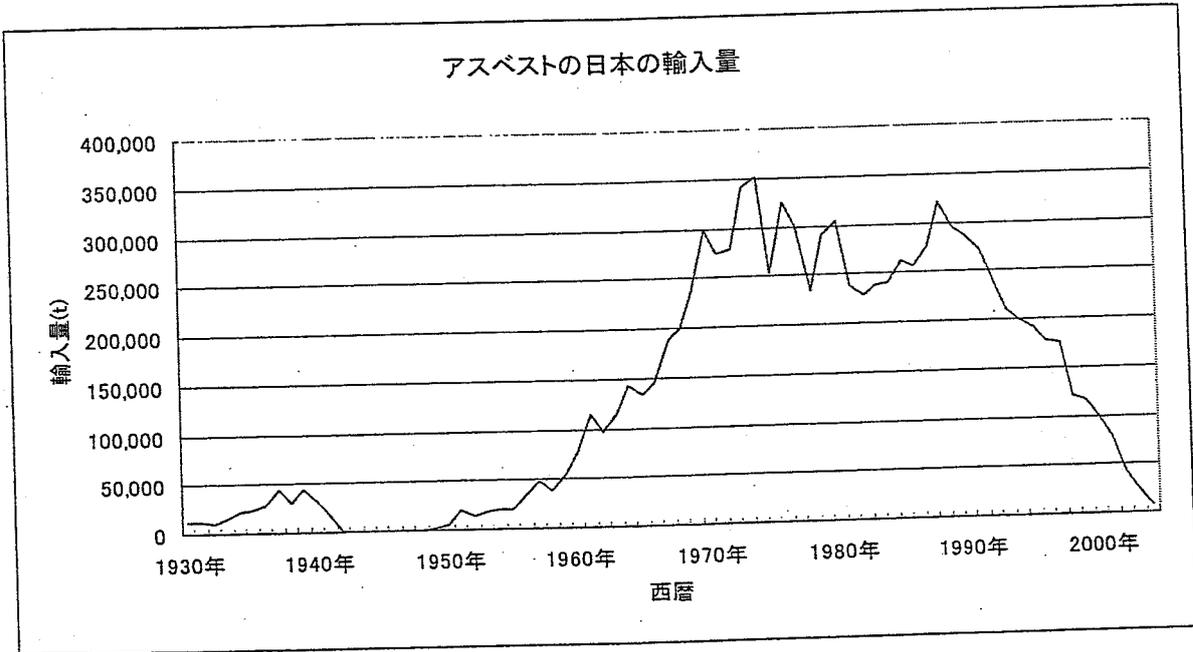
肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍である。

## Ⅱ 石綿の使用状況

### (1) 輸入量

日本の石綿輸入量は1960年代より増加し、1974年の35万トンを超えて、1974年の35万トンを最高に年間約30万トン前後で推移してきたが、1990年代から年々減少傾向にあり、2002年は4万3千トンとなっている。2004年の輸入量は8千トンであり、前年比67%減となっている。

日本への主な輸入元は、カナダ(65.7%)、ブラジル(19.5%)、ジンバブエ(10.8%)である(2004年)。



(財務省貿易統計)

### (2) 石綿品の用途

石綿の使用量のうち9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されている。

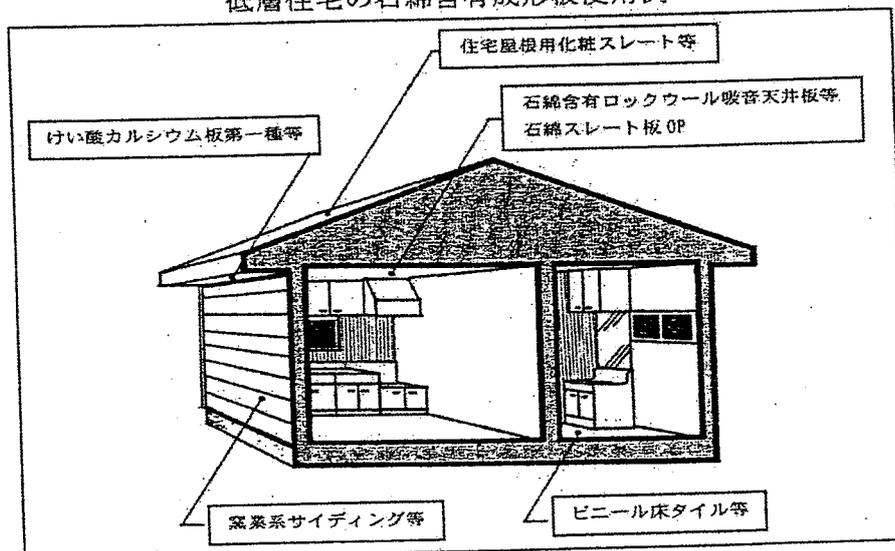
(なお、アモサイト及びクロシドライトについては平成7年4月1日よりすべての製品の製造等が禁止、その他の石綿については平成16年10月1日より建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止されている。)

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板(平板)	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板(波板)	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
	石綿セメント円筒	煙突
非建材	断熱材用接着剤	高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋める接着剤
	耐熱、電気絶縁板	配電盤等
	ジョイントシート	配管又は機器のガスケット
	シール材	機器等の接続部分からの流体の漏洩防止用の詰物
	その他の石綿製品	工業製品材料(石綿布等)、ブレーキ(摩擦材)

## 建築物においてアスベストが含まれると考えられる施工部位

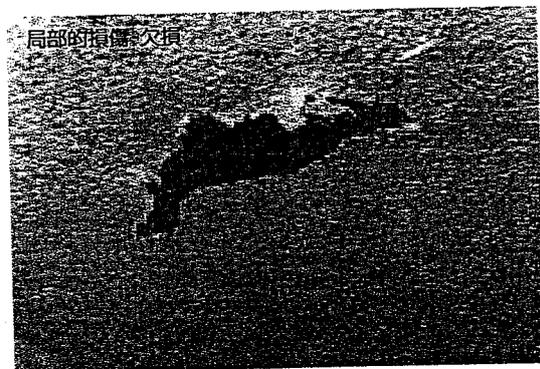
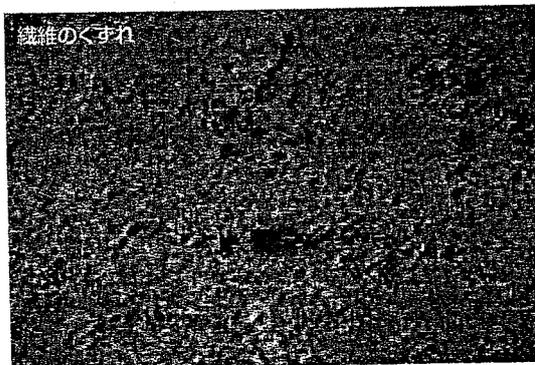
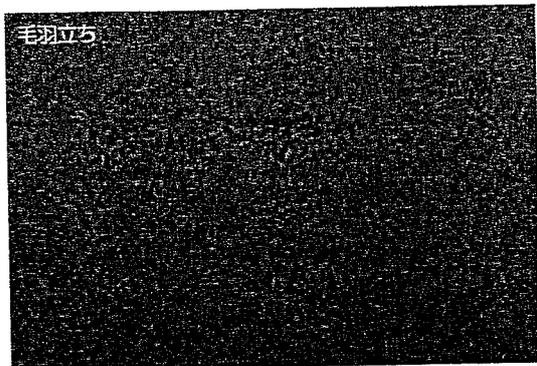
1. 吹付け材（鉄骨の柱、梁など）
  - 吹付けアスベスト（1975年まで）
  - アスベスト含有吹付けロックウール（1989年まで）
2. 内装材（壁、天井）
  - 石綿含有ロックウール吸音天井板（1987年まで）
  - けい酸カルシウム板第一種（1994年まで）
  - スレートボード、パルプセメント（2004年まで）
3. 耐火間仕切り
  - けい酸カルシウム板第一種（1994年まで）
4. 床材
  - ビニール床タイル（1986年まで）
  - フロア材（1990年まで）
  - 押出成形品（2004年まで）
5. 外装材（外壁、軒天）
  - けい酸カルシウム板第一種（1994年まで）
  - 窯業系サイディング、スラグせっこう板（2004年まで）
6. 屋根材
  - 住宅屋根化粧スレート（2004年まで）
7. 煙突材
  - 石綿セメント円筒（2004年まで）

低層住宅の石綿含有成形板使用例



## 建築物に吹き付けられた石綿の管理 石綿則第10条関係

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。



(引用:「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、日本建築センター)

### 除去

除去とは、吹付け石綿を全部除去して、他の非石綿建材に代替する方法をいいます。この方法は吹付け石綿からの発じん防止の方法として効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの(脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等)、基層材との接着力が低下しているもの(吹付け層が浮き上がっているもの等)、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去することが必要です。

### 封じ込め

封じ込めとは、吹付け石綿の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成する(塗膜性封じ込め処理=表面固化形)、吹付け石綿の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化する(浸透性封じ込め処理=浸透固化形)ことにより吹付け石綿からの発じんを防止する方法をいいます。

### 囲い込み

囲い込みとは、石綿が吹き付けられている天井、壁等を非石綿建材で覆うことにより、石綿粉じんを室内等に発散させないようにする方法をいいます。

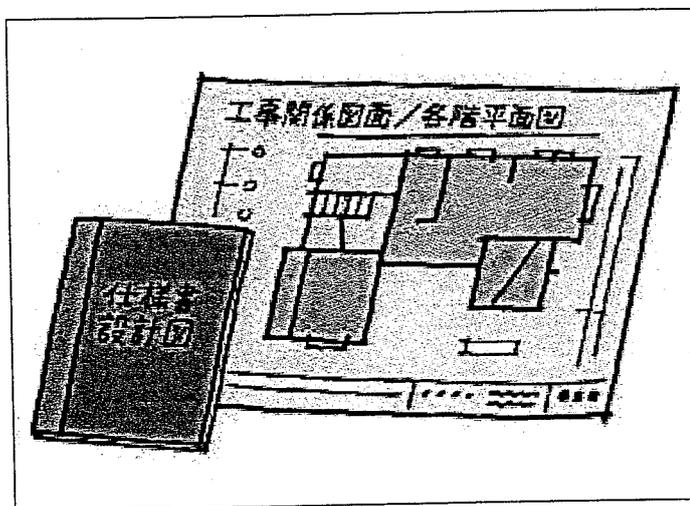
# 建築物の解体工事等の発注時における措置

建築物又は工作物の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者はその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられているとともに、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

## 1 情報の提供

### 石綿則第8条関係

建築物等の解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。



## 2 工期、経費等の条件

### 石綿則第9条関係

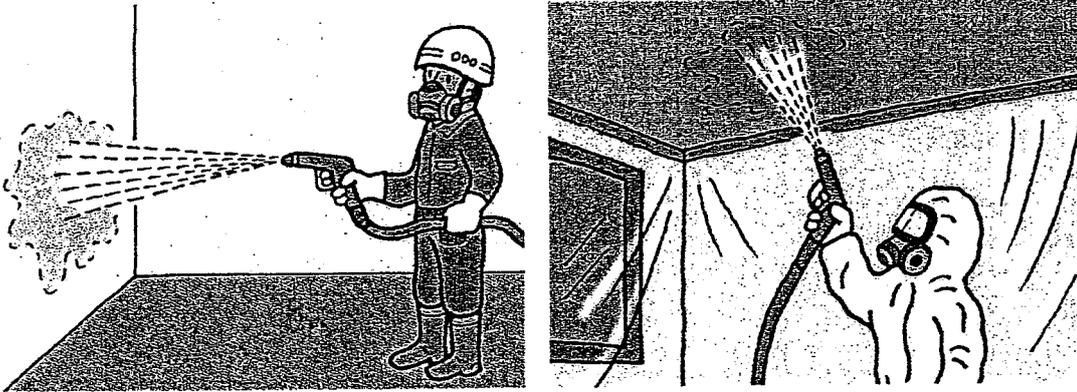
建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないよう配慮しなければなりません。



このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

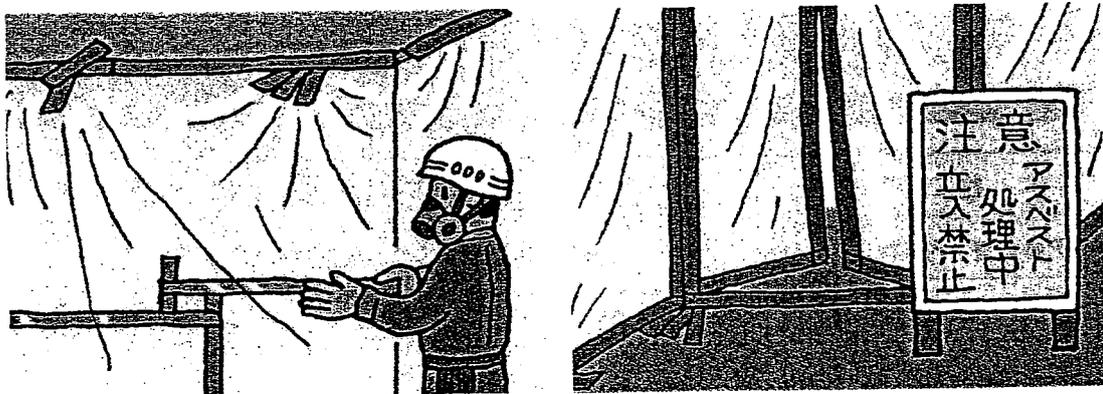
## 湿潤化 石綿則第13条関係

石綿を含む建材等の解体等をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



## 隔離・立入禁止等 石綿則第6条、第7条、第15条関係

- (1) 吹付け石綿の除去を行うときは、当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離しなければなりません。
- (2) 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。  
また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- (3) その他の石綿を使用した建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。



## 注文者の配慮 石綿則第9条関係

建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることをないよう、解体方法、費用等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

## 製造、使用等の禁止に関する規定

### 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

### 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 四 アモサイト
- 五 クロシドライト
- 九 石綿（第4号及び第5号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第8の2に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの
- 十一 第2号から第8号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

### 別表第8の2 石綿を含有する製品（第十六条関係）

- 一 石綿セメント円筒
- 二 押出成形セメント板
- 三 住宅屋根用化粧スレート
- 四 繊維強化セメント板
- 五 窯業系サイディング
- 六 クラッチフェーシング
- 七 クラッチライニング
- 八 ブレーキパッド
- 九 ブレーキライニング
- 十 接着剤

## 建築物に吹き付けられた石綿の管理に関する規定

- 事業者は、労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行うことが必要。
- 事務所又は工場の建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、上記と同様の措置が必要。

### 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

第三十四條 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

### 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第十一條 法第三十四條の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

### 石綿障害予防規則（平成17年厚生省令第21号）

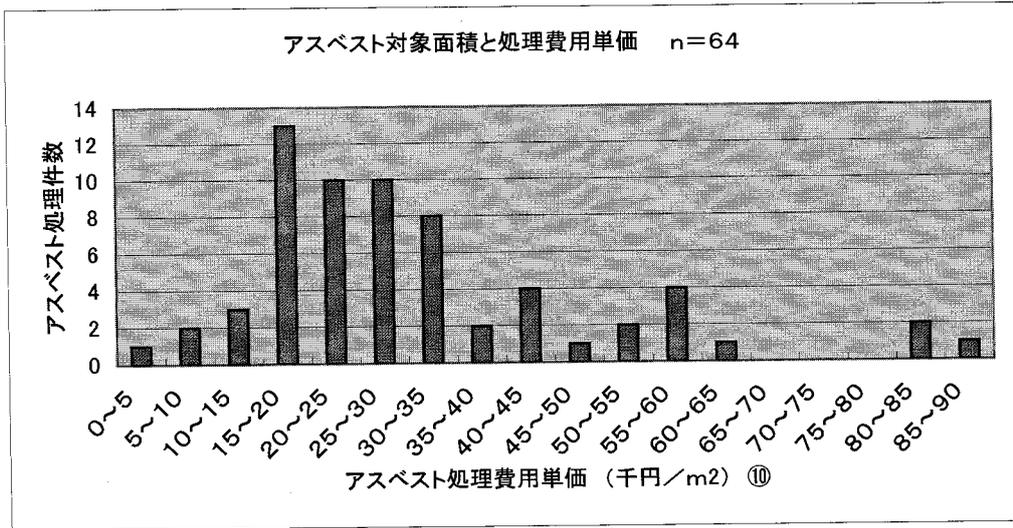
第十條 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

- 2 法第三十四條の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。

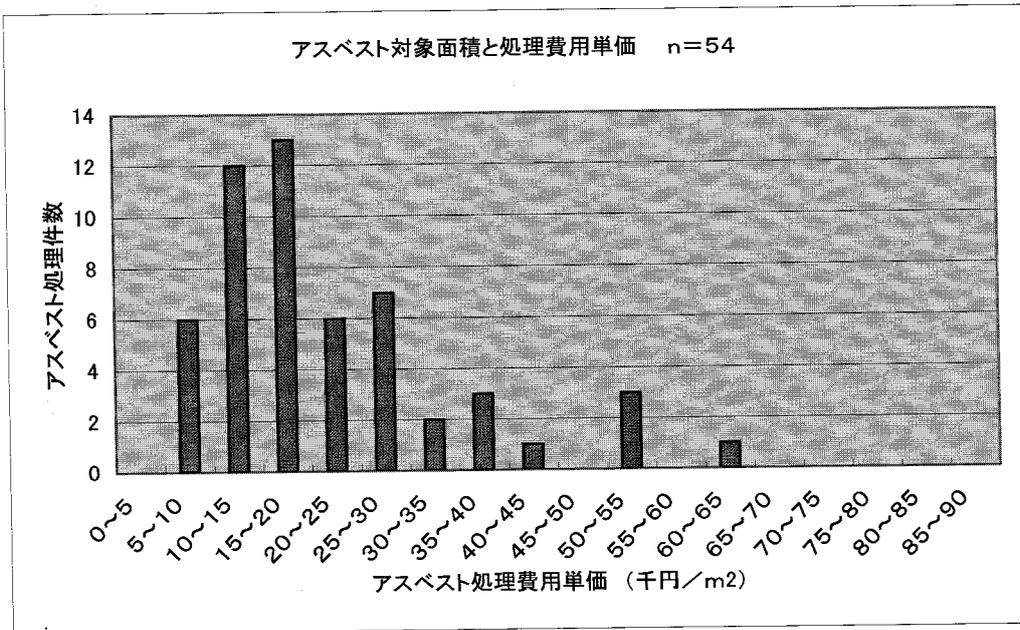
# 石綿(アスベスト)処理費用の過去3年施工実績データ

【(社)建築業協会の調査による】

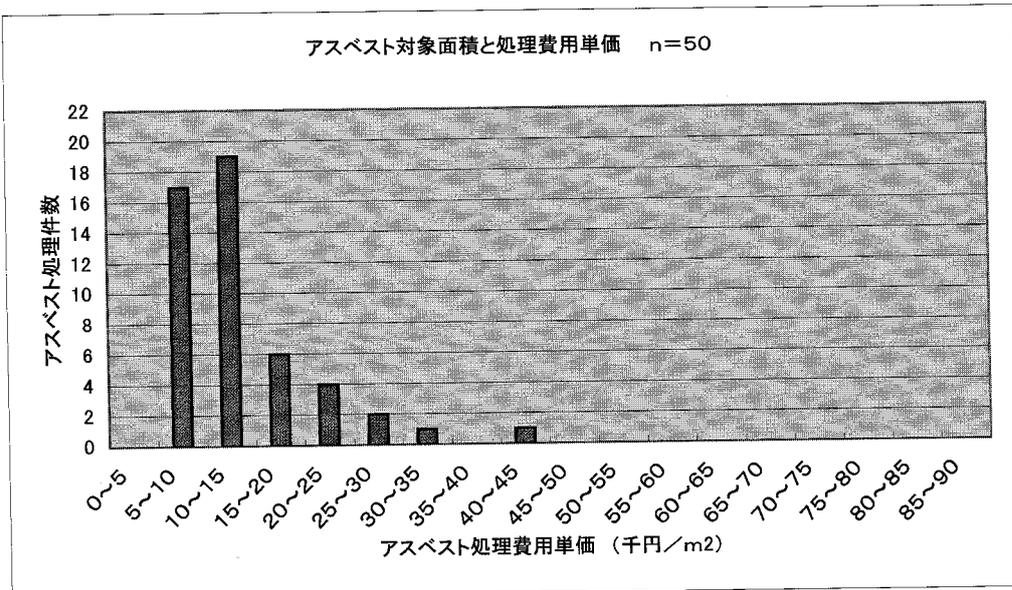
## 1)アスベスト除去面積300㎡以下の場合



## 2)アスベスト除去面積300㎡以上、1,000㎡未満の場合



## 3)アスベスト除去面積1,000㎡以上の場合



## 石綿に係る大気汚染防止法の規制等について

平成 17 年 7 月  
環境省環境管理局大気環境課

石綿（アスベスト）に係る対策としては、労働災害防止の観点からは労働安全衛生法に基づく規制等が行われ、工場・事業場等から一般大気への飛散については大気汚染防止法による規制等が行われている。

このうち、大気汚染防止法の規制等については以下のとおり。

### 1. 石綿に係る大気汚染防止法の規制

平成元年の改正で、特定粉じん（石綿が指定されている。）発生施設が、また平成8年の改正で、特定粉じん排出作業が規制されることとなった。

#### (1) 規制対象となる施設及び作業

##### ○特定粉じん発生施設（平成元年法改正）

工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん（石綿）を発生する施設のことをいい、施設は解綿用機械、混合機等9種類に分けられて定められている。

（平成15年度における届出施設数 929施設（158工場・事業場））

##### ○特定粉じん排出等作業（平成8年法改正）

吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業等のことをいい、具体的には、耐火建築物又は準耐火建築物を解体、改造又は補修する作業のうち、①当該建築物の延べ面積が500m<sup>2</sup>以上であり、かつ、②解体、改造又は補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50m<sup>2</sup>以上である作業が規制対象となる。

#### (2) 規制基準

##### ○特定粉じん発生施設…敷地境界基準

環境大臣が定める測定法（平成元年環境省告示第93号）により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であること。

##### ○特定粉じん排出等作業…作業基準

作業種類（解体、改造又は補修）ごとに、隔離、集じん装置設置、湿潤化等の作業基準を遵守すること。

#### (3) 規制基準遵守のための措置

##### ○特定粉じん発生施設

規制対象となる施設を設置又は変更しようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。届出受理から60日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。

また、都道府県知事は、施設の構造等の改善命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

### ○特定粉じん排出等作業

規制対象となる作業をしようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。  
届出受理から14日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。  
また、都道府県知事は、作業基準の適合命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

## 2. 環境大気中の石綿モニタリング結果

○環境省が平成7年度に実施した環境大気中の石綿モニタリングの結果は以下のとおり。

- ・石綿製品製造事業所等散在地域で0.29本/L
- ・道路沿線で0.42本/L
- ・住宅、商工業、農業地域で0.23本/L
- ・全体平均で0.34本/L

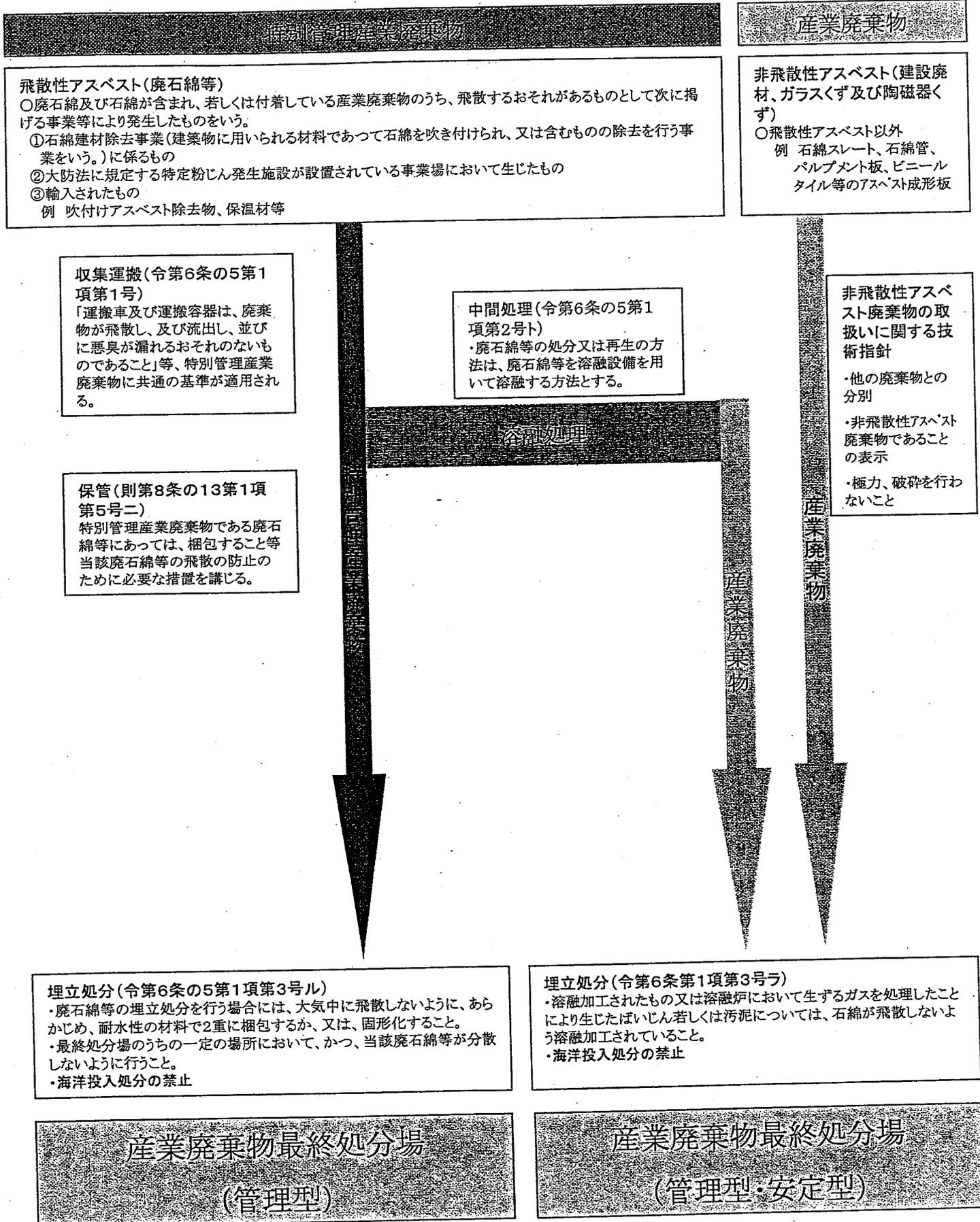
○また、環境省が昭和60～平成5年度に、同一の石綿製品事業所等散在地域において連続して実施した、環境大気中の石綿モニタリングの結果は以下のとおり。

年度	平均値 (検体数)
昭和60年度	1.23(12)
62年度	1.41(12)
平成元年度	0.35(12)
3年度	0.49(12)
5年度	0.33(12)

単位：本/L

○いずれも敷地境界基準の10本/Lを大幅に下回っており、問題は生じていないと認識している。

# ＜アスベスト廃棄物処理フロー＞



## アスベスト製品の建築基準法上の取扱いについて

1. 建築基準法においては、多数の者が利用する3階建て以上の建築物や防火地域内の100㎡を超える建築物などについて、耐火建築物とすることが義務付けられている。
2. 耐火建築物とは、その柱、はりなど主要構造部を耐火構造とするものであり、昭和39年より、建築基準法に基づく告示において、例えば2時間以上の耐火性能を有する鉄骨の柱については、次のようなものを規定し、耐火構造とするための一つの方法として吹付石綿も使用できることとしていた。このうち吹付石綿については昭和62年にこの規定から削除している。
  - ・鉄骨を塗厚さが6cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの
  - ・鉄骨を厚さが7cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
  - ・鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
  - ・鉄骨を厚さが4.5cm以上の吹付石綿で覆ったもの →削除
3. また、建築基準法においては、飛び火を防止するため屋根を不燃材料でふく、延焼を防止するため外壁を防火構造で造るといった基準が設けられている。
4. 従来、不燃材料として瓦、金属板、繊維強化セメント板などと並んで石綿スレートが規定していたが、労働安全衛生法において石綿含有建材の製造等が原則禁止されたことを踏まえ、昨年10月に当該規定から石綿スレートを削除したところである。

また、防火構造その他の基準についても同様に、石綿スレート、石綿パーライト板などを用いた方法を規定から削除したところである。

改 正 後

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、耐火構造を次のように指定する。

第一 (略)

第二 通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上げ材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 柱にあつては、その小径が二十五センチメートル以上のもので、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル(軽量骨材を用いたもの)については五センチメートル)以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル(軽量骨材を用いたもの)については六センチメートル)以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの。

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網パライトモルタルでおおつたもの

三、四 (略)

第三、第五 (略)

改 正 前

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、耐火構造を次のように指定する。

第一 (略)

第二 通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上げ材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 柱にあつては、その小径が二十五センチメートル以上のもので、次のイからニまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル(軽量骨材を用いたもの)については五センチメートル)以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル(軽量骨材を用いたもの)については六センチメートル)以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの。

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網パライトモルタルでおおつたもの

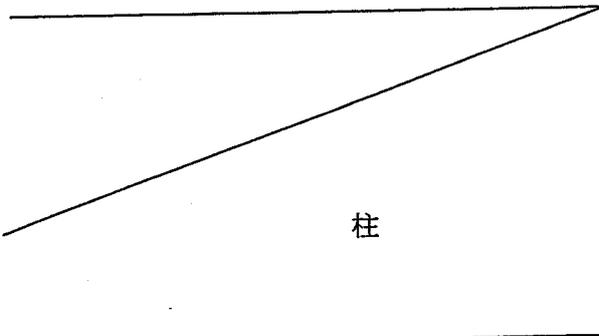
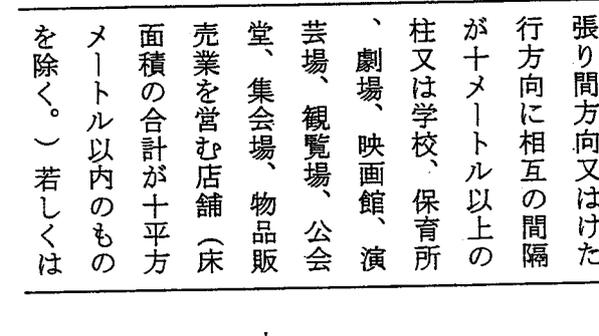
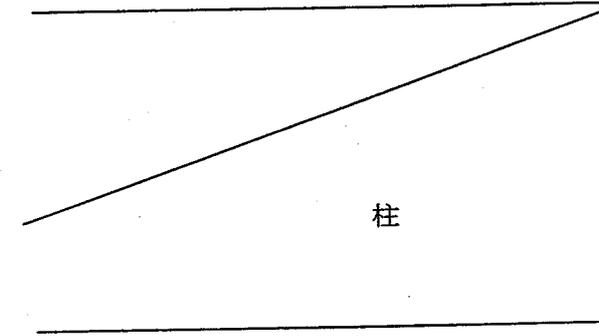
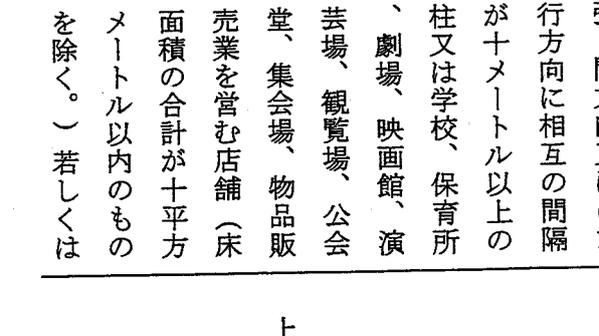
ニ 鉄骨を厚さが四・五センチメートル以上の吹付石綿(かさ比重が〇・三以上のものに限る。)でおおつたもの

三、四 (略)

第三、第五 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 コンクリート</li> <li>二 れんが</li> <li>三 瓦</li> <li>四 陶磁器質タイル</li> </ul> <p>五〇十七（略）</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 コンクリート</li> <li>二 れんが</li> <li>三 瓦</li> <li>四 陶磁器質タイル</li> <li>五 石綿スレート</li> </ul> <p>六〇十八（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)(i)（略）</p> <p>(v)（略）</p> <p>(vi) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板を張つたもの</p> <p>(vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板を張つたもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>第二（略）</p>	<p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(i)(i)（略）</p> <p>(v)（略）</p> <p>(vi) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの</p> <p>(vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの</p> <p>(viii) 厚さが二十五ミリメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが六ミリメートル以上の石綿スレートを張つたもの</p> <p>(ix) 石綿スレート又は石綿パーライト板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が十五ミリメートル以上のもの</p> <p>ハ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>第二（略）</p>

改正案	現行
<p>(柱の小径)</p> <p>第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならぬ。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>柱</p> </div> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>張り間方向又はびけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のものを除く。）若しくは</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>柱</p> </div> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>上欄以外の柱</p> </div> </div>	<p>(柱の小径)</p> <p>第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びびけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならぬ。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>柱</p> </div> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>張り間方向又はびけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のものを除く。）若しくは</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%; text-align: center;">  <p>柱</p> </div> <div style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>上欄以外の柱</p> </div> </div>

(三)	(二)	(一)	建築物	
			公衆浴場の用途に供する建築物の柱	その他の柱
建築物 (一)及び(二)に掲げる建築物以外の建築物	物 (一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	最上階又は階数が一の建築物の柱	最上階又は階数が一の建築物の柱
			その他の柱	その他の柱
			最上階又は階数が一の建築物の柱	最上階又は階数が一の建築物の柱
			その他の柱	その他の柱
二十五分の	三十分の	二十二分の	二十五分の	二十二分の
の	の	の	の	の
一	一	一	一	一
二十八分の	三十分の	二十二分の	二十五分の	二十二分の
の	の	の	の	の
一	一	一	一	一

(三)	(二)	(一)	建築物	
			公衆浴場の用途に供する建築物の柱	その他の柱
建築物 (一)及び(二)に掲げる建築物以外の建築物	物 (一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、石綿スレート、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	最上階又は階数が一の建築物の柱	最上階又は階数が一の建築物の柱
			その他の柱	その他の柱
			最上階又は階数が一の建築物の柱	最上階又は階数が一の建築物の柱
			その他の柱	その他の柱
二十五分の	三十分の	二十二分の	二十五分の	二十二分の
の	の	の	の	の
一	一	一	一	一
二十八分の	三十分の	二十二分の	二十五分の	二十二分の
の	の	の	の	の
一	一	一	一	一

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築物の部分	種別		単位面積当たり荷重 単位 一平方メートルにつきニュートン	備考
	瓦ぶき	ふき土 がない 場合		
屋根	瓦ぶき	ふき土がある場合	九八〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。
		ふき土がない場合	六四〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。
屋根面につき				

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築物の部分	種別		単位面積当たり荷重 単位 一平方メートルにつきニュートン	備考
	瓦ぶき	石綿スレート ぶき の場合		
屋根	瓦ぶき	ふき土がある場合	九八〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。
		ふき土がない場合	六四〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。
屋根	石綿スレート ぶき の場合	直接ふく場合	二五〇	もやを含まない。
		その他	三四〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。
屋根面につき				

(略)	(略)	波形鉄	もやに
		板ぶき	
(略)	(略)	直接ふ	五〇
		く場合	
(略)	(略)	(略)	もやを含まない
(略)	(略)	(略)	。

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならぬ。

い。

一・二 (略)

三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃

焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

(2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメ

ートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分はこの限りでない。

(略)	(略)	波形鉄	もやに
		板ぶき	
(略)	(略)	直接ふ	五〇
		く場合	
(略)	(略)	(略)	もやを含まない
(略)	(略)	(略)	。

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならぬ。

い。

一・二 (略)

三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属製又は石綿製とし、かつ、金属以外の不燃材料で覆うこと又は厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造ること。

(2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分はこの限りでない。

2

(略)

四〇七 (略)

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2

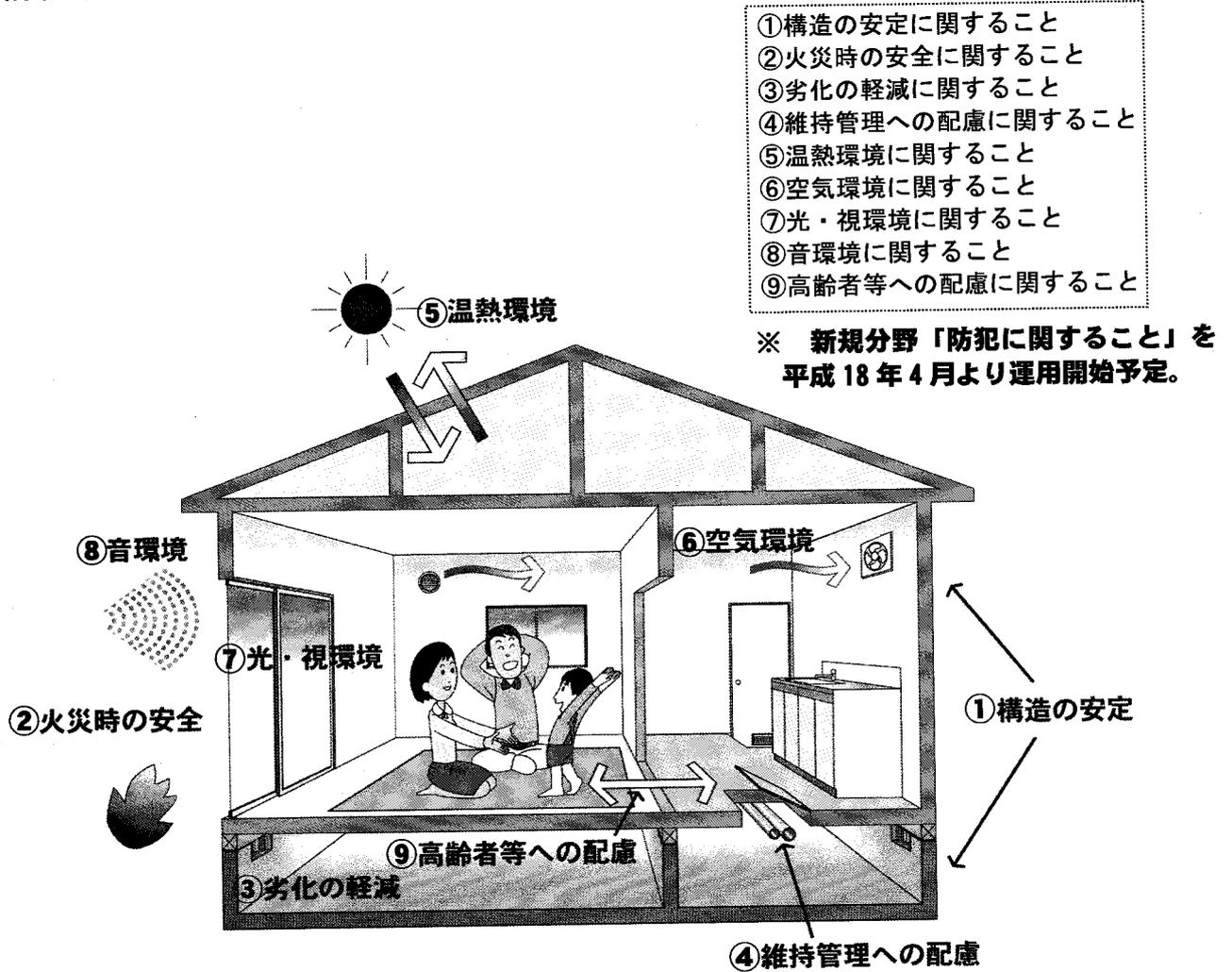
(略)

四〇七 (略)

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

# 住宅性能表示制度について

## ○評価項目のイメージ



## ○住宅性能評価の実績

### (1) 新築住宅

	H16年度(対H15年度比)	制度開始後累計(H12.10~H17.3)
設計住宅性能評価	163,238戸(1.19倍)*	467,015戸
建設住宅性能評価	110,092戸(1.32倍)	256,774戸

\*H16年度新設住宅着工戸数の13.7%

### (2) 既存住宅

H16年度交付実績：222戸 制度開始後累計(H14.12~H17.3)：446戸

## 住宅の品質確保の促進等に関する法律の枠組み（現行）

### ■ 住宅品質確保法に基づく規定の適用（新築住宅・既存住宅）

規定		新築住宅	既存住宅	
住宅性能表示制度	①日本住宅性能表示基準、評価方法基準の設定	●	●	
	②住宅性能評価	住宅性能評価書の交付	●	●
		契約みなし規定	●	-
	③住宅型式認定等	住宅型式性能認定、製造者認証	●	-
		特別評価方法認定	●	●
④住宅に係る紛争処理体制	●	●		
瑕疵担保責任の特例		●	-	

### ■ 性能表示事項の適用（新築住宅・既存住宅）

性能表示事項		新築住宅		既存住宅	
		一戸建て	共同住宅等	一戸建て	共同住宅等
構造の安定に関する事	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	●	●	○	○
	耐震等級（構造躯体の損傷防止）	●	●	△	△
	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●	△	△
	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●	△	△
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	●	●	○	○
	基礎の構造方法及び形式等	●	●	△	△
火災時の安全に関する事	感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	●	●	○	○
	感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	-	●	-	○
	避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	-	●	-	○
	脱出対策（火災時）	●	●	○	○
	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	●	●	△	△
	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	●	●	△	△
劣化の軽減に関する事	劣化対策等級（構造躯体等）	●	●	-	-
	維持管理対策等級（専用配管）	●	●	△	△
維持管理への配慮に関する事	維持管理対策等級（共用配管）	-	●	-	△
	省エネルギー対策等級	●	●	-	-
空気環境に関する事	ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	●	●	-	-
	換気対策（居室の換気対策）	●	●	-	-
	換気対策（局所換気対策）	●	●	○	○
	室内空気中の化学物質の濃度等	○	○	○	○
光・視環境に関する事	単純開口率	●	●	○	○
	方位別開口比	●	●	○	○
音環境に関する事	重量床衝撃音対策	-	○	-	○
	軽量床衝撃音対策	-	○	-	○
	透過損失等級（界壁）	-	○	-	○
	透過損失等級（外壁開口部）	○	○	○	○
高齢者等への配慮に関する事	高齢者等配慮対策等級（専用部分）	●	●	○	○
	高齢者等配慮対策等級（共用部分）	-	●	-	○
防犯に関する事	開口部の侵入防止対策（平成18年4月1日より適用）	●	●	○	○
現況検査により認められる劣化等の状況に関する事	現況検査により認められる劣化等の状況	-	-	●	●
	特定現況検査により認められる劣化等の状況（腐朽等・蟻害）	-	-	○	○

●：必須評価事項、○：選択評価事項、△：評価住宅のみが対象

# アスベスト問題への当面の対応（案）

平成 17 年 7 月 29 日  
平成 17 年 8 月 26 日 改訂  
アスベスト問題に関する関係閣僚による会合

## 1. 対応策

### (1) 今後の被害を拡大しないための対応

○建築物の解体時等の飛散予防の徹底（厚生労働省、国土交通省、環境省）

建築物の解体現場、解体後の廃棄物（廃アスベスト（石綿））等について、アスベストの飛散を予防するための措置の徹底を図る。

#### ア. 建築物の解体現場等における措置

- ・ 建築物の解体作業等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。（7月12日及び15日、都道府県労働局、関係業界等に通知）
- ・ 大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する。（来年2月までに関係規定を改正）
- ・ 建築物の解体現場に対する重点的な監督指導等を実施する。（重点指導月間8～10月）
- ・ 建築物解体におけるアスベストばく露防止のための特別教育を実施する。（建設業労働災害防止協会において実施。年間3万人受講予定）
- ・ アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。（7月8日、建設業労働災害防止協会に設置）
- ・ 水道用石綿セメント管の撤去作業等における関係法令の遵守の徹底を依頼した。（8月8日、都道府県、関係業者に通知）

- ・併せて、建設業等における関係法令の遵守を徹底する。  
（7月14日以降、順次関係業界等に通知）
- ・都道府県を通じて、解体工事等を行う者へアスベストの取扱いについて注意喚起を行う。（7月14日、都道府県に通知）
- ・建材、建築物のメーカー団体に対し、アスベストを含有する建材等の情報の公開・提供を行うよう要請した。（8月12日、都道府県労働局、関係業界団体等に通知）
- ・都道府県に対して、労働局と合同で解体等現場への立入検査を実施するなど指導の徹底を依頼した。（8月1日、都道府県に通知）
- ・都道府県等を通じて、解体工事等におけるアスベスト飛散防止対策の徹底及び実施内容の掲示について指導する。  
（8月9日、都道府県、業界団体等に通知）

#### イ. 解体後の廃棄物（廃アスベスト）に対する措置

- ・廃アスベスト等の適正処理の徹底を指示する。（7月12日、都道府県等に通知）
- ・廃アスベスト等の直近の排出量調査を実施する。（7月25日、調査を開始。10月末までに調査結果公表）
- ・産業廃棄物処理業者に対し、規制の周知徹底、作業従事者の安全確保徹底について注意を喚起する。（7月28日、業界団体等に通知）
- ・廃アスベスト等の適正処理を確保するため、関係する産業廃棄物処理業者に対する立入検査の強化、不適正処理事例への迅速な対策を指示する。（7月28日、都道府県等に通知）
- ・解体作業によるアスベスト廃棄物の発生情報が、廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票にアスベスト廃棄物である旨を記載するよう指示する。（8月22日に、都道府県等に通知）
- ・解体作業の発生箇所等情報が、環境保全部門に確実に伝達される方策について引き続き検討する。（9月までに検討。）

- ・併せて、建設業等における関係法令の遵守を徹底する。  
（7月14日以降、順次関係業界に通知）

ウ. 製造工場等における措置

- ・製造工場等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。（7月12日及び15日、都道府県、都道府県労働局、関係業界等に通知）
- ・大気汚染防止法の規制対象事業所の名称及び場所について集計・公表する。（8月26日公表）
- ・アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。  
（7月8日、中央労働災害防止協会に設置）

エ. 既存建築物等における措置

- ・建築物におけるアスベスト対策を早急に取りまとめるため、社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置し、建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方などについて早期に検討する。（8月19日に設置）
- ・公共施設におけるアスベスト使用の状況把握に努めつつ、道路関係施設におけるアスベスト対策のあり方などについて有識者委員会を設置し、早期に検討する。（8月29日設置予定）

オ. 建設業における行動計画の作成

- ・多数の講習会を実施する等の具体的な行動計画の作成、報告を関係団体に対し求めることにより、解体工事における関係法令の遵守を徹底させる。（8月1日通知、9月11日提出）

カ. アスベストの適正処理費用

- ・アスベストが適正に処理されるためには関係法令を遵守した計画に基づき正しく見積りが行われる必要があるためアスベストの処理費用に関する情報の収集、提供を行う。  
（8月26日公表）

○製造・新規使用等の早期の全面禁止（厚生労働省、経済産業省）

既にアスベストの製造等を原則として禁止しているところであるが、例外的に用いられているアスベスト含有製品について、遅くとも平成20年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する。

- ・ 7月21日、「石綿の代替化に関する緊急会議」を開催し、関係20団体に代替化の促進を要請した。
- ・ 7月26日、在庫品の販売を直ちに禁止するよう業界団体に対し要請した。
- ・ 7月29日、アスベスト含有製品の適正な表示及び文書交付の徹底を改めて業界団体に対し要請した。
- ・ 代替化の促進のための検討会を発足させ、早期全面禁止の実施に向けた対策を早急に確立するとともに、所要の代替化促進策を検討する。（8月25日及び26日、検討会を発足）
- ・ 8月4日、アスベストの代替化の推進により影響を受ける中小企業者に対して状況に応じて事業転換等の支援に適切に対応するため、政府系三金融機関及び信用保証協会において相談体制を整備した。

○学校等におけるアスベストばく露防止対策（文部科学省、消防庁）

ア. 学校等における対策（文部科学省）

- ・ 学校施設等に吹き付けられたアスベストの適切な維持管理と飛散予防について、教職員及び児童生徒等に周知徹底した。（7月29日、都道府県教育委員会等に通知）
- ・ 学校で使用されているアスベスト含有製品（アルコールランプ使用時に用いるアスベスト付き金網、学校給食調理時に使用する耐熱手袋、その他実験機器等）を、アスベストを含有しない製品に代替するよう努める旨を周知した。（8月5日、都道府県教育委員会等に通知）

イ. 消防隊員に関する対策（消防庁）

- ・アスベストを使用している建築物において消防活動を行う場合の消防隊員のアスベストばく露防止のため、防塵マスク等の着用等を徹底する。（7月27日、都道府県に通知）

（2）国民の有する不安への対応

○国民への積極的な情報提供（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

ア. アスベストによる健康被害の状況把握について、労災認定に係る個別事業場名の情報開示、製造・使用企業別を実施された調査（アスベスト既製造企業、造船等運輸関連企業、建設業）の結果公表を通じて、積極的な情報提供に努める。

（別紙「アスベストによる健康被害に関する実態把握について」参照）

イ. 建築物の解体等の作業に当たって、アスベストばく露防止対策等の実施内容を周辺住民の不安解消に資するよう作業現場の見やすい場所に掲示するよう指導した。（8月2日、都道府県労働局、関係業界団体等に通知）

ウ. アスベストを含有する家庭用品の製造実態等について8月中を期限として業界団体を通じて調査を実施中であり、調査結果をとりまとめ次第公表する。

○労働者、退職者、家族、周辺住民を対象とした健康相談窓口の開設等（厚生労働省、環境省）

ア. 健康相談窓口の設置等（厚生労働省、環境省）

- ・7月8日、保健所、産業保健推進センター、労災病院等に

労働者等に対する健康相談窓口を開設した。

- ・ 7月12日、保健所において環境経由の健康被害の相談も受け付けるよう通知した。
- ・ 7月15日、保健所に対して、健康相談の参考となるQ&Aを作成し送付した。
- ・ 医療関係者や産業保健関係者が相談対応する際に参考となる専門的なQ&Aを8月中に作成する。

イ. アスベストによる健康被害を発生させている事業場の離職者を含む労働者や周辺住民の不安解消のため、専門家による臨時の相談窓口を各地に開設する。(8月22日に兵庫(尼崎)で開設。以降9月5日までに、大阪、神奈川、岐阜、岡山、佐賀、奈良で順次開設。)

ウ. アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として、診断・治療の体制が整備された22の労災病院に「アスベスト疾患センター」を設置し、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診断・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行う。(9月1日設置予定)

エ. 専門家チームにより、リスク評価に基づく健診対象やアスベストばく露者に対する健康管理の方法の検討を行う。(8月4日に第1回、8月19日に第2回を開催。8月31日に第3回を開催予定。9月中に結論を得る。)

○国民の一般的不安・疑問に応えるためのQ&Aの作成・公表(文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省等)

- ・ 7月29日、Q&Aを関係省庁ホームページに掲載した。

### (3) 過去の被害に対する対応

#### ○労災補償制度等の周知徹底等（厚生労働省、国土交通省、消防庁等）

##### ア. アスベスト関連事業場で働いていた人への対応（厚生労働省）

- ・健康診断の受診を広く呼びかけるとともに、アスベストによる疾病に関する「労災補償」及び「健康管理手帳」の周知徹底を図る。（7月15日、都道府県、関係業界等に通知。9月中に労災補償に関するパンフレット並びに健康診断及び健康管理手帳に関するパンフレットを作成し配布）
- ・厚生労働省の通知を受け、国土交通省等から関係業界等に対し労災補償制度、健康管理手帳制度等の周知を実施する。（7月22日以降、順次関係業界等に通知）
- ・アスベストによる疾病の労災請求についてはアスベストばく露等の事実確認が困難な場合があることから、事実認定に係る事務処理の具体的な方法を指示し、事務処理の迅速化、適正化を図る。（7月27日、都道府県労働局に通知）
- ・健康管理手帳の要件等アスベスト作業従事者の健康管理の在り方について、8月に立ち上げた研究班において調査研究を実施し、その結果を踏まえて健康管理手帳制度等の見直しを検討する。

##### イ. 船員であった人への対応（厚生労働省、国土交通省）

- ・健康診断の受診を呼びかけるとともに、アスベストによる疾病に関する「船員保険の職務上の給付」の周知徹底を図る。（7月20日、関係業界等に通知）
- ・健康管理制度（無料健康診断を含む）を導入する。（平成17年中に実施）

##### ウ. 消防職員への対応（消防庁）

- ・消防活動の際にアスベストばく露の可能性のあることについて周知を図る。（8月3日、都道府県に通知）

○労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害への対応については、救済のための新たな法的措置を講ずることとし、次期通常国会への法案の提出を目指し、厚生労働省及び環境省を中心に、被害の実態把握を進めつつ、引き続き検討し、9月までに具体的な結論を得る。（厚生労働省、環境省等）

#### 1. 基本的な考え方

アスベストによる健康被害については、現行の労災保険法や公害健康被害補償法の枠組みでは救済できない者が存在すること、かつ、潜伏期間が非常に長期にわたり、ばく露に係る特定が困難であること等を踏まえ、新たな法的措置により救済の仕組みを構築する。

#### 2. 対象者

「労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民」について、隙間を生じないような仕組みとし、被害の実態把握を進めつつ、対象者の具体的な範囲について引き続き検討する。

#### 3. 給付内容

被害者本人に対する給付（医療の給付等）及び遺族に対する給付（遺族一時金等）について、他の救済制度とのバランスにも配慮しつつ、具体的な内容を引き続き検討する。

#### 4. その他

給付の財源、実施主体等について、引き続き検討する。

- ・ 7月12日、都道府県等に対し、保健所等における健康相談事例の情報収集と報告を依頼した。7月末までの相談事例については、8月12日に公表。8月15日までの相談事例については、8月26日に公表。
- ・ 周辺住民のアスベストの健康影響に関する分析等を行うため、アスベストの健康影響に関する検討会を開催する。  
（第1回：7月26日、第2回：8月18日、第3回：8

月31日予定)

- ・兵庫県及び尼崎市等の県内関係地方公共団体と協力して、周辺住民に対する健康被害に関する実態調査を行う。

#### (4) 政府の過去の対応の検証

- 政府の過去の対応について、アスベストに関連するこれまでの通知・通達、行政文書、研究結果等についての関係省庁での調査を踏まえ検証を行い、8月26日、別添「アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証について」のとおりとりまとめ、公表する。(厚生労働省、環境省等)

## 2. 実態把握の強化

- 吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表(国土交通省、総務省、文部科学省、厚生労働省等)

公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表する。

調査結果については、解体作業への指導等に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報共有に努める。

#### ア. 民間建築物、公共住宅等(国土交通省)

- ・7月7日以降、順次都道府県等を通じ調査を開始した。(9月までに調査結果公表)

#### イ. 国の機関の建築物(各府省(国土交通省とりまとめ))

- ・7月29日、各府省において調査を開始した。(9月までに調査結果公表)

#### ウ. 学校施設等、病院・社会福祉施設等(文部科学省、厚生労働省)

- ・学校施設等につき、調査を開始した。(7月29日、都道

府県教育委員会等に対し通知。11月までに調査結果公表。9月までに調査の状況について中間経過を報告)

- ・病院・社会福祉施設等につき調査を開始した。(8月1日、都道府県等に対し通知。11月までに調査結果公表)

エ. その他の公共建築物(関係省庁)

- ・地方公共団体所有の施設における使用実態調査を実施する。(8月10日以降、調査を実施。11月までに調査結果公表)

○事業場への立入調査(厚生労働省)

- ・健康被害が発生したことがある事業場への立入調査等を実施する。(7月15日、都道府県労働局に通知)
- ・吹付けアスベストがある建築物を把握し、事業者自主点検を行わせるとともに、必要に応じ監督指導等を実施し、アスベストばく露防止措置を徹底する。(8月中に都道府県労働局に通知)

○アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査を行う。(環境省)

○アスベストによる中皮腫、発がんリスク等に関する研究(厚生労働省、文部科学省)

中皮腫の実態調査にかかる研究、アスベストばく露に関連した職種別リスクに関する研究を実施する。

ア. 中皮腫の実態調査に係る研究(厚生労働省)

- ・人口動態統計に登録されている中皮腫で死亡した878名(平成15年)や療養中の者について、職歴、初期症状、検査所見、確定診断方法、治療法、生存期間等に関する調査研究を実施する。(8月4日、研究班を立ち上げ)

イ. アスベストばく露に関連した職種別リスクに関する研究  
(厚生労働省)

- ・職場の健康診断で撮影した胸部レントゲン写真における胸膜プラークの有無について職業・職種別に検討すること等により、アスベストばく露のリスクについて検討を行う。  
(8月4日、研究班を立ち上げ)

ウ. 労働者健康福祉機構における研究等 (厚生労働省)

- ・独立行政法人労働者健康福祉機構は、上記ア、イの研究に協力するとともに、これまで全国の労災病院で診断・治療がなされたアスベストにばく露した者の肺がん及び悪性中皮腫の症例及び今後の症例を収集し、業務上のアスベストばく露との関連等について分析・研究を開始した。(平成16年度研究計画策定、今年度より実施)

エ. 国立がんセンター及び放射線医学総合研究所等において、  
中皮腫の早期診断や治療方法 に関する研究に取り組む。  
(厚生労働省、文部科学省)

○都道府県・市町村における適切な情報把握を促進する。(関係省庁)

○主要国におけるアスベスト規制及び補償の状況について、在外公館を通じて照会する。(経済産業省、厚生労働省、環境省等)

3. 引き続き各省が緊密に連携し、スピード感をもって対策を実施していくとともに、国民に対する情報提供に努める。

## 別紙

### アスベストによる健康被害に関する実態把握について

アスベストによる健康被害について、現時点で関係省庁において把握した結果及び把握の状況は以下のとおりである。

#### 1. 労災保険及び船員保険の認定状況からの把握〔厚生労働省〕

- 平成16年度以前に労災認定を受けた労働者が所属していた事業場（483事業場）について、7月29日（第1回）及び8月26日（第2回）に公表。
- これらの事業場に係る労災認定件数は743件、死亡者は604名（別紙－①）。

#### 2. アスベスト関連業種についての個別企業に対する調査

- ① アスベスト含有製品の製造企業等89社からの情報提供により把握した結果は健康被害483名（うち死亡者は391名）〔経済産業省〕（7月15日公表、8月26日修正）  
なお、経済産業省の所管に係るその他の企業に対しても、業界団体等を通じてアスベストによる健康被害について自主的な情報開示を要請した。（別紙－②（8月26日公表））
- ② 造船関係業界団体の傘下会員（1986社）を対象として調査を行った結果、健康被害104名（うち死亡者は85名）。〔国土交通省〕（7月21日公表）
- ③ その他運輸関連の企業について、関係団体の傘下会員等（160,474者）を対象として調査を行った結果、健康被害172名（うち死亡者は130名）（造船業を含む）。〔国土交通省等〕（別紙－③（8月26日公表））

#### 3. 周辺住民についての実態把握

- 保健所等による健康相談を通じて周辺住民の健康被害に係る情報を集約している。7月末までの相談事例については、8月12日に公表（別紙－④）。8月15日までの相談事例については、8月26日に公表の予定。〔環境省〕

#### 4. その他

- 地方公務員のアスベストばく露による肺がん及び中皮腫の公務災害認定件数は、平成17年7月末現在、1件（8月5日公表）。〔総務省〕
- 消防職員の健康被害については、8月3日付けで調査を実施しており、8月を目途に取りまとめ、公表の予定。〔消防庁〕

平成17年8月26日  
厚生労働省

労災保険及び船員保険における石綿ばく露による肺がん及び中皮腫の認定状況

- 1 石綿ばく露による肺がん及び中皮腫の認定状況
  - 平成16年度までに労災認定を受けた労働者が所属していた事業場（483事業場）に係る労災認定状況は肺がん270件、中皮腫473件、あわせて743件。
  
- 2 石綿ばく露による肺がん及び中皮腫の業種別認定件数
  - 平成16年度までに肺がん及び中皮腫の認定がなされた事業場の業種別の件数。
  - 労災認定件数が最も多い業種は、石綿パッキング、石綿スレート等の石綿製品を製造する窯業又は土石製品製造業であり、次いで建築事業、船舶製造（修理）業の順となっている。

	事業場数	認定件数		
		合計	肺がん	中皮腫
窯業又は土石製品製造業	53 (11.0%)	181件 (24.4%)	80件 (29.5%)	101件 (21.4%)
建築事業	122 (25.3%)	134件 (18.0%)	54件 (19.9%)	80件 (16.9%)
船舶製造業（修理を含む）	59 (12.2%)	108件 (14.5%)	31件 (11.4%)	77件 (16.3%)
全業種計	483	743件	271件	472件

※ 船員保険分を含む

注：個別の事業場リストは省略

平成17年8月26日  
経済産業省

## 経済産業省の所管に係る企業のアスベストによる健康被害の状況の結果について

## 1. アスベスト含有製品の製造企業への実態調査

## (1) 調査の目的・経緯

アスベスト（石綿）を含有する製品を製造していた企業における従業員等の健康被害及びアスベスト製品の生産の実態を緊急に把握し、関係省庁の取組に資することを目的に、経済産業省は、（社）日本石綿協会等業界6団体を通じてアスベスト含有製品の製造企業65社（業界団体加盟企業）を含む89社に情報提供を要請し、7月15日に調査結果を公表した。

その後、一部企業からデータの訂正があり、また新たに4社のアスベスト含有製品の製造企業についても把握することができたことから、7月15日に公表した調査結果をリバイスし、公表することとした。

## (2) 調査結果

93社からの情報を集約すると、31社でアスベストによる健康被害が発生しており、亡くなられた従業員等は391人、現在療養中の従業員等は92人、健康被害は合計で483人となった。

(平成17年8月22日現在)

アスベスト健康被害の合計	うち、死亡者数		うち、療養者数					
	中皮腫	じん肺	中皮腫	じん肺				
483	135	221	391	123	159	92	12	62

(参考) 7月15日公表

462	127	207	374	114	154	88	13	53
-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----

○企業毎、事業所毎のアスベスト含有製品の生産実績及び健康被害の状況（添付略）

## 2. アスベスト含有製品製造業以外の当省所管に係る企業における健康被害の状況

アスベストによる健康被害の状況を把握するため、7月25日付で当省所管団体を通じて、関係企業に対して自主的な情報開示を要請した。8月22日時点での集計結果は以下のとおり。なお、上記1.の企業は含まない。

要請先団体数・企業数：約500団体・のべ約10万社

健康被害者の状況：アスベストによる健康被害があった企業は28社。当該企業の従業員のうちアスベストによる疾病者は74人、うち亡くなられた方は、60人。

## 3. 経済産業省の所管に係る企業健康被害の状況

以上より、アスベスト製品製造企業及び当省所管のその他の企業における健康被害の発生状況をまとめると、8月22日時点で、59社について健康被害が発生しており、アスベストによる疾病者は合計557人、うち亡くなられた方は、合計451人となった。

平成17年8月26日  
国土交通省

## 運輸関連企業に係る健康被害等の状況に関する調査について

### 1. 調査の目的・経緯

「アスベスト問題への当面の対応」(平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)においては、国民の有する不安への対応の一つとして、アスベストによる健康被害等の状況把握について積極的な情報提供に努める旨としているところです。

国土交通省においては、7月から実施しています運輸関連の企業についての調査について、今般、その結果が取りまとめられましたので公表します。

### 2. 調査内容

#### (1) 調査対象

鉄道車両等製造業、鉄軌道事業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業、自動車整備事業、海運事業、船用工業、漁船関係、港湾運送事業、航空分野、倉庫事業、貨物利用運送事業の各関係団体の傘下会員等計160,474者を対象として調査を実施し、計103,149者から回答をいただきました。(資料1参照)(添付略)

#### (2) 調査項目

石綿の使用状況等、従業員と石綿の接触機会、従業員等の石綿疾病者数

### 3. 調査結果の概要

#### (1) 健康被害の概要(資料1参照)(添付略)

○従業員の(元従業員を含む)のアスベストによる疾病者数は、172名。そのうち亡くなった方は、130名。

○従業員の家族、周辺住民への健康被害については、0名。

#### (2) アスベストの使用状況等・接触機会の概要(別紙1～7参照)(添付略)

○ 輸送機関においては、断熱材として吹付けアスベストが使われていたり、断熱性を必要とするエンジンや配管等の部分にアスベスト含有製品が使われていたりする例がありました。

○ 事業者が保有する建築物においては、耐火被覆材として吹付けアスベストが使われ

ていたり、天井や壁にアスベスト含有製品が使われていたりする例がありました。

- 接触機会については、アスベストが使用されている部分の整備や、アスベスト含有製品の輸送の際にその可能性があったという報告がありました。

#### 4. 当省の対応

- (1) アスベストの取扱い等に関しては、運輸関連の団体等に対し、労働安全衛生法等の関係法令遵守の指導徹底と健康管理に関する必要な情報提供について、傘下会員に周知する等を依頼しました(7月中下旬等)。(資料2参照)(添付略)
- (2) 現在アスベストが使用されている部分に関しては、除去等の使用アスベストへの適切な対処に係る傘下会員への改めての周知を、各団体等に対し依頼することとしました(8月26日)。(資料2参照)(添付略)
- (3) この調査結果については、本日開催されたアスベスト問題に関する関係閣僚による会合において報告したところあり、今後とも、引き続き関係省庁や関係団体等との連携を図ってまいります。

資料1 アスベストによる健康被害等の状況に関する調査(添付略)

資料2 アスベストの取扱い等に係る周知依頼の発出状況(添付略)

各事業の調査結果については別紙1～7のとおりです。(添付略)

別紙1 鉄道分野(担当 鉄道局)

別紙2 自動車交通分野(担当 自動車交通局)

別紙3 海運関係業界(担当 海事局。漁船関係は海事局及び農林水産省。)

別紙4 港湾運送事業(担当 港湾局)

別紙5 航空分野(担当 航空局)

別紙6 倉庫事業(担当 総合政策局)

別紙7 貨物利用運送事業(担当 総合政策局)

## 石綿(アスベスト)に係る健康相談による情報収集の状況について

- 各保健所に7月末までに寄せられた健康相談のうち、一般環境経由の可能性が否定できない事例についてとりまとめたもの。
- なお、職歴がある者であっても、労働環境でのアスベスト曝露について具体的に言及されていない限り、集計に含まれている(備考欄参照)。また、家庭内での大作業等による曝露例2例については、集計に含めていない。

近隣の事業所※1の有無	中皮腫								肺がん								備考
	合計		男		女		不明		合計		男		女		不明		
	有り	無し 不明	有り	無し 不明	有り	無し 不明	有り	無し 不明	有り	無し 不明	有り	無し 不明	有り	無し 不明	有り	無し 不明	
秋田県		1				1											約30年前から10年間縫製工場に勤務歴あり
山形県									1		1						40年間鋳物工場に勤務歴あり
福島県		2		1		1											1例は1週間程度の水道工事に勤務歴あり
東京都		1				1											病院で介護の仕事、自転車屋での勤務歴あり
神奈川県 (横浜市)		1		1													食品会社で機器取り付け業務の勤務歴あり
新潟県 (新潟市)		1				1			1		1						1例は近隣に鉄工所あり
長野県		1				1			1				1				1例は夫が石綿工場に勤務歴あり。また、本人はかつて石綿工場の近隣工場への勤務歴あり 1例はかつて石綿工場の近隣に居住歴あり
愛知県		3		2				1									車両会社等の勤務歴あり
滋賀県		3		2		1											1例は工場周辺に居住歴あり 1例は幼少時に兵庫県尼崎市の石綿工場の近隣でよく遊んでいた。
大阪府		2		1		1			1		1						2例は近隣に石綿工場あり 1例は幼少時に熊本県の石綿工場をよく遊んでいた。
兵庫県		1				1											
兵庫県 (神戸市)		7		6				1	2		1		1				5例はそれぞれ歯車製造業、ケーキ職人、警察官、電気工事、白アリ駆除に勤務歴あり
兵庫県 (姫路市)		1		1													港湾関係の勤務歴あり(荷物の運搬)
兵庫県 (尼崎市)※2	36	44	26	24	9	16	1	4	14	7	6	6	7	1	1		重工業、溶接業、製紙会社、プレス、鍛冶屋、造船、鋼材、化学、建築、板金塗装、電気ほか工場勤務者が含まれている。
奈良県		4		1		3											
和歌山県 (和歌山市)		2		2													教師、鉄鋼関係の業務に勤務歴あり
広島県									2		1		1				
香川県		1				1											農業に従事 近隣に電気機械会社あり
愛媛県		1		1													鉄工所勤務 近隣にアスベスト取扱い業者あり
高知県		1		1													30年前に2年間製材工場に勤務歴あり
福岡県		1		1													会社の隣にセメント工場あり
佐賀県	1					1											アスベスト工場近隣に居住歴有り 工場内に入りしていた
長崎県 (長崎市)		1				1											周辺で以前にアスベストを掘り出したところがあった
長崎県 (佐世保市)		1		1													造船修理の業務に40年間の勤務歴あり
小計	41	75	27	43	13	26	1	6	14	15	6	11	7	4	1	0	
合計	116		70		39		7		29		17		11		1		

※1 「事業所」とは、経済産業省等が公表したアスベスト関連事業所のこと。

※2 同一事例を重複して計上している可能性がある。

都道府県建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）

近年、吸音、耐火等を目的として建築物に施された吹付けアスベストが劣化し、アスベスト繊維が空气中に飛散する事例がみられ、このため公立の小中学校、公的住宅等、公的機関が管理する建築物にあつては、吹付けアスベストの使用実態について調査が進められているところである。今般、民間建築物についても、建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による自主点検及び必要な改善を促すため、貴都道府県においても、下記のとおり、貴管下特定行政庁の協力を得て、調査を実施されるようお願いする。

記

1. 対象建築物

昭和31年から昭和49年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされているもので、体育館、劇場等多数の者が利用するもの

2. 調査及び指導

〔作業1〕所有者等からのヒアリング

設計図書から、アスベストの吹付け等の記載の有無を確認する。

〔作業2〕現場での調査・指導

当該室に立ち入り、目視、針により容易に貫通するか否か等によりアスベストが吹付けられているか否かを再確認し、別記様式第1により調査するとともに、所有者等に対して指導する（設計図書により確認ができない場合においても、駐車場、機械室等を中心に立ち入ることとする。）。

（1）調査項目

① アスベストが吹き付けられた部分のおおよその面積〔単位：㎡〕

② 吹付け表面の損傷の有無

判断基準 「損傷無」：繊維の崩れ・垂れ下がり、吹付け層のはく離等の損傷がみられないもの

「損傷有」：繊維の崩れ・垂れ下がり、吹付け層のはく離等の損傷がみられるもの

(2) 指導

損傷の有無の状況により、適切に指導する。この場合、以下を参考とする。

「損傷無」の場合 —— 所有者等に対し、適切な維持管理に努めるとともに、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わない旨指導する。また、所有者等が除去、封じ込め等の対策を希望する場合は、飛散防止に十分留意するよう指導する。

「損傷有」の場合 —— 所有者等に対し、飛散防止の対策の検討を指導する。

(注) 指導に当たっては、日本石綿製品工業会の「吹付け石綿の対応について」(昭和62年9月)を参考とされたい。

3. 工事業者の把握

貴都道府県にある吹付けアスベストの改善工事の施工が可能な工事業者を把握しておくこと。

4. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施結果について集計の上、別記様式第2に取りまとめ、昭和63年3月31日までに本職まで報告するものとする。

(問い合わせ先)

建設省住宅局建築指導課 担当：飯田、杉藤、藤本

電話 03(580)4311 内線3965

吹付けアスベスト実態調査表

都道府県名 \_\_\_\_\_

特定行政庁名 \_\_\_\_\_

調査年月日 昭和 年 月 日

調査者氏名 \_\_\_\_\_

1. 建築物	名 称																							
	所在地					TEL ( )																		
	延べ面積	㎡	階 数	地下	階	地上	階	構 造	1 S造	2 RC造	3 SRC造	4 木造												
	用 途	1 劇場	2 映画館	3 演芸場	4 観覧場	5 集会場	6 病院	7 ホテル	8 旅館	9 体育館	10 ボーリング場	11 スケート場	12 水泳場	13 百貨店	14 展示場	15 キャバレー	16 ナイトクラブ	17 舞踏場	18 料理店・飲食店	19 事務所	20 工場	21 駐車場	22 複合ビル( )	23 その他( )
2. 所有者等	氏 名					所有者・管理者の別					1 所有者	2 管理者												
	住 所					TEL ( )																		
3. 吹付けアスベストの状況	アスベストが吹き付けられた室の用途	1 多数の者が利用する居室	2 特定少数の者が利用する居室	3 機械室	4 駐車場	5 浴室 便所 湯沸かし室	6 廊下 階段	7 倉庫 資材置場	8 その他( )															
	アスベストが吹き付けられた部分の面積 (㎡)																							
	損 傷 の 有 無	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有
4. 備 考																								

(記入上の注意)

イ 「1. 建築物」について

「用途」欄は、主な用途の当該番号を○で囲むこと。ただし、複合ビル及びその他の用途の建築物については、カッコ内に当該用途を記入すること。

ロ 「3. 吹付けアスベストの状況」について

[1] 「アスベストが吹き付けられた室の用途」欄の該当番号を○で囲み(その他の用途の室については、カッコ内に当該用途を記入すること。)、各々について「アスベストが吹き付けられた部分の面積」欄及び「損傷の有無」欄を記入すること。

[2] 「アスベストが吹き付けられた室の用途」欄の「1 多数の者が利用する居室」とは、事務室、集会室、食堂等をいい、「2 特定少数の者が利用する居室」とは、管理人室等をいう。

ハ 「4. 備考」について

特記すべき事項があれば、記入すること。

吹付けアスベスト実態調査集計表

都道府県名 \_\_\_\_\_

1. 建築物用途 (棟数)	1 劇場	2 映画館	3 演芸場	4 観覧場	5 集会場	6 病院
	7 ホテル	8 旅館	9 体育館	10 ボーリング場	11 スケート場	12 水泳場
	13 百貨店	14 展示場	15 キャバレー	16 ナイトクラブ	17 舞踏場	18 料理店飲食店
	19 事務所	20 工場	21 駐車場	22 複合ビル	23 その他	合計
2. 吹付けアスベスト部分の 面積 (㎡)		損 傷 無		損 傷 有		合 計
	1 多数の者が利用する居室					
	2 特定少数の者が利用する居室					
	3 機械室					
	4 駐車場					
	5 浴室・便所・湯沸かし室					
	6 廊下・階段					
	7 倉庫・資材置場					
	8 その他					
	合 計					

平成17年7月14日

建築物における吹付けアスベストに関する調査(昭和63年)について

○調査期日:昭和63年1月25日～3月31日

○調査対象建築物:昭和31年から昭和49年までに施工された建築物で  
多数の者が利用するもの

	調査対象数 (棟)	吹付けアスベスト 施工建築物棟数 (棟)
北海道	591	25
青森	65	22
岩手	64	7
宮城	48	3
秋田	142	23
山形	80	28
福島	2,398	267
茨城	333	40
栃木	675	31
群馬	14	3
埼玉	287	14
千葉	3,446	129
東京	148	68
神奈川	659	125
新潟	675	81
富山	640	130
石川	450	163
福井	100	49
山梨	57	17
長野	3,200	107
岐阜	47	16
静岡	28	6
愛知	83	35
三重	75	21

	調査対象数 (棟)	吹付けアスベスト 施工建築物棟数 (棟)
滋賀	804	40
京都	245	32
大阪	80	8
兵庫	411	71
奈良	18	2
和歌山	10	6
鳥取	36	5
島根	108	6
岡山	303	27
広島	472	90
山口	183	83
徳島	363	15
香川	40	13
愛媛	132	21
高知	14	3
福岡	72	15
佐賀	458	37
長崎	567	34
熊本	523	60
大分	54	25
宮崎	476	48
鹿児島	145	6
沖縄	313	17
合計	20,132	2,074

※上記調査結果をふまえ、昭和63年6月30日付けで「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を各特定行政庁あてに、指導の際の参考となるよう送付したところである。

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂 TEL 03-5253-8111

(内39564)

5253-8514(夜間直通)

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）

民間建築物について、建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による自主点検及び必要な改善を促すため、貴職におかれては、下記により、建築物の所有者に対して、当該建築物の吹付けアスベストの状況等について調査し、その結果を貴職あて報告するよう要請し、必要に応じ所有者等に対して、改修を指導するなどの適切な措置を講じるとともに、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

記

1 対象建築物

昭和31年頃から昭和55年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされている大規模（概ね1,000㎡以上）な建築物。

2 調査及び指導

【作業1】所有者等へのヒアリングや過去の調査結果をもとに、対象建築物を把握。

【作業2】調査・指導

所有者等に対し、目視、針により容易に貫通する否か等によりアスベストが吹き付けられているか否かを再確認を求め必要な指導を行う。

(1) 調査項目

室内又は屋外に露出してアスベストが吹き付けがなされた部分の有無

(2) 指導

アスベストが発散するおそれがある場合には、所有者等に対し、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わないようにするとともに、適切な除去、封じ込め等の対策を行うよう指導する。

(注) 指導に当たっては、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」及び日本石綿処理工業協会の「吹付けアスベスト処理施工マニュアル」等を参考とされたい。

3. 法令の遵守

アスベストの除去等にあたり、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守するよう指導を徹底されたい。

4. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施状況について集計の上、別添についてまとめ、平成17年9月15日までに本職まで報告するものとする。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03-5253-8514

fax 03-5253-1630

(別添)

都道府県名 \_\_\_\_\_

	建築物数 (棟)
調査をした建築物の数	
露出してアスベストの吹付けがなされている建築物の数	
指導により対応済みの建築物の数	
指導により対応予定*の建築物の数	
指導中の建築物の数	
指導予定の建築物の数	

※対応予定は期限を設定しているものに限る。

備考
----

国住指第1250号

平成17年8月8日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（追加依頼）

標記については、国土交通省建築指導課長より平成17年7月14日付国住指第1049号により通知しているところであるが、下記のとおり追加調査を依頼する。なお貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

## 記

### 1 対象建築物

平成17年7月14日国住指第1049号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」の「1対象建築物」に昭和56年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストを含有するロックウール（別添1参照）の吹付けがなされている大規模（延べ床面積概ね1,000㎡以上）な建築物を追加する。

### 2 調査及び指導

平成17年7月14日付国住指第1049号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」に準拠する。

### 3. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施状況及び平成17年7月14日国住指第1049号による調査結果のその後の改善状況を合わせて集計の上、別添2についてまとめ、平成17年10月14日までに本職まで報告するものとする。

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03-5253-8514

fax 03-5253-1630

国総建第90号  
国総振第65号  
国住生第114号  
平成17年7月14日

- (社) 日本建設業団体連合会会長 殿
- (社) 日本土木工業協会会長 殿
- (社) 建築業協会会長 殿
- (社) 全国建設業協会会長 殿
- (社) 日本建設業経営協会会長 殿
- (社) 全国中小建設業協会会長 殿
- (社) 住宅生産団体連合会会長 殿
- (社) 全国解体工事業団体連合会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設振興課長

国土交通省住宅局住宅生産課長

### 建設工事を実施する上での石綿の取扱について

最近、石綿を取り扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生していることが明らかにされ、社会的な問題になっているところです。

建設工事を実施するに当たっての石綿の取扱については、「大気汚染防止法」(昭和四十三年六月十日法律第九十七号)、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)、「労働安全衛生法」(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成十二年五月三十一日法律第百四号)等の関係法令により規定されているところです。

貴団体におかれては、建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するため、上記関係法令の遵守により石綿の適正な取扱に万全を期すよう、傘下会員に対して周知徹底方御協力お願い申し上げます。

(お知らせ)

## 建設業におけるアスベスト被害の実態把握について

平成17年8月26日(金)  
総合政策局建設業課  
★課長補佐 中山 義章(内線24743)  
総合政策局建設振興課  
企画係長 二宮 知子(内線24824)  
住宅局住宅生産課  
課長補佐 武井 利行(内線39454)

建設業におけるアスベスト被害については、かねてから厚生労働省や建設業団体と連絡をとり、把握に努めてきたところです。

建設業における実態調査は困難が予想されるではありますが、これまでに厚生労働省から公開された、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場のリストを活用して被災者の業種等を把握し、本日アスベストに暴露する可能性があると思われる業種の業団体に対して、アスベスト被害の実態把握を行うよう依頼しました。

### 1. 発出先

- (社) 日本建設業団体連合会
- (社) 日本土木工業協会
- (社) 建築業協会
- (社) 全国建設業協会
- (社) 全国解体工事業団体連合会
- (社) 全国中小建設業協会
- (社) 建設産業専門団体連合会
- (社) 住宅生産団体連合会
- (社) 日本空調衛生工事業協会
- (社) 日本電設工事協会

### 2. 調査内容

- ・各団体会員企業の石綿の取扱状況及び従業員の接触機会
- ・各団体会員企業の職員・退職者及びその家族の状況

### 3. 提出期限

- ・10月17日(月)

(資料)

- ・建設業における石綿による健康被害の状況に関する調査の実施について(依頼)

## 吹付けアスベスト等の有無の確認方法について (参考資料)

- ・次の(1)又は(2)の方法により、吹付けアスベスト等(吹付けアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウール)の有無を確認してください
- ・吹付けアスベスト等の特徴、施工時期、構造等による吹付けアスベスト等の有無の判定の目安については、「吹付けアスベスト等の特徴等」を参照してください

### (1) 設計図書等による確認

- ・設計図書、過去の調査記録により、吹付けアスベスト等の有無を確認してください(アスベストは「石綿」、ロックウールは「岩綿」と記載されている場合もあります)
- ・また、改修履歴等により、吹付けアスベスト等の除去、又は封じ込め、囲い込み等の対策が行われているかどうかを確認してください

### (2) 目視等による確認

- ・目視、針により容易に貫通するか否か等により、吹付けアスベスト等の有無を確認してください

## 《参考》分析調査による確認方法について

- ・目視等により吹付けアスベスト等かどうかを判定しきれない場合、建材を採取し、分析調査を行う方法があります
- ・分析の方法としては、位相差顕微鏡法を使用した分散染色分析法、電子顕微鏡法、X線回折法があり、厚生労働省により次の方法が定められています

- ・建材中の石綿含有率の分析方法について  
(平成17年6月22日基安化発第0622001号)

- ・また、分析機関等については、次のホームページをご参照ください

- ・社団法人 日本作業環境測定協会 <http://www.jawe.or.jp/>

事 務 連 絡  
平成17年7月29日

各都道府県建築・住宅主務課長 殿

国土交通省住宅局

建築指導課 課長補佐 石坂 聡  
住宅総合整備課 課長補佐 榎橋 康英  
住環境整備室 企画専門官 石崎 和志

民間建築物・公共建築物の吹付けアスベストに関する  
調査結果の取り扱いについて

民間建築物については、国土交通省住宅局建築指導課長より平成17年7月14日付国住指第1049号により、また公共住宅については、平成17年7月14日付けで国土交通省住宅局住宅総合整備課長補佐及び住環境整備室企画専門官事務連絡により調査をお願いしているところですが、調査結果については、解体作業の指導等の際に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報の共有に努めてください。

※関係部局として想定される部局

- 建設部局（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など）
- 環境部局（大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）
- 労働部局（労働安全衛生法など）
- 消防部局（消防活動時の安全対策）
- 教育部局（学校施設等のアスベスト使用状況調査を実施）
- 民生部局（社会福祉施設等のアスベスト使用状況調査を実施予定）
- 衛生部局（病院等のアスベスト使用状況調査を実施予定）

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂、磯部 tel:03-5253-8514

事 務 連 絡  
平成17年8月26日

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課  
課長補佐 石坂 聡

吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための  
都道府県労働局との連携について

民間建築物における吹付けアスベスト等の調査結果については、7月29日付け事務連絡により、各地方公共団体の関係部局において情報の共有に努めていただくようお願いしているところですが、吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のため、都道府県労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めてください。(別添1)

また、平成17年8月26日付け厚生労働省労働基準局長通達「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」を参考のため送付します。(別添2)

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂、磯部 tel:03-5253-8514

(別添1)

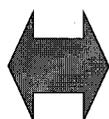
## 都道府県労働局との連携について

【都道府県労働局・労働基準監督署】

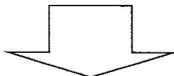
労働安全衛生法令による指導等

労働者を就業させる建築物に吹付けアスベストがある場合

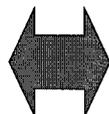
情報の  
共有化※



損傷、劣化等により労働者がばく露するおそれがある場合



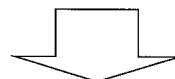
労働基準監督署より事業者・建築物貸与者に対する指導  
(労働安全衛生法第22条第1項、同第34条、石綿障害予防規則第10条)



【都道府県建築部局】

建築物のアスベスト実態調査

建築物の吹付けアスベストの実態調査結果



建築部局より建築物の所有者等に対する指導

※都道府県労働局は国の機関です。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>

※法令違反の場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。(労働安全衛生法第119条第1号)

## 関係法令

- 事業者は、労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行うことが必要。
- 事務所又は工場の建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、上記と同様の措置が必要。

### 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

第34条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、(略)、第34条、(略)の規定に違反した者

### 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第11条 法第34条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

### 石綿障害予防規則（平成17年厚生省令第21号）

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

- 2 法第34条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。

(別紙2)

基発第 0826001 号  
平成 17 年 8 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の  
徹底のための当面の対応について

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策については、平成17年7月28日付け基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」の記の第3により指示しているところであるが、石綿等による健康障害に対する社会的な関心が高まる中で、本対策についても、重点的にその徹底を図る必要がある。

については、本対策の推進について当面下記により実施することとしたので、遺憾なきを期されたい。

#### 記

- 1 石綿等が吹き付けられた建築物を使用している事業場の把握  
石綿等が吹き付けられた建築物（以下「対象建築物」という。）を使用している事業場の把握のための当面の対応として、国土交通省が都道府県に対象建築物の把握等を依頼していることを踏まえ、都道府県と連携してその情報の入手を行うとともに、関係事業者団体からの情報収集等により、その把握に努めること。
- 2 自主点検の実施  
把握した対象建築物を使用している事業場に対しては、自主点検を実施させることにより、対象建築物の適切かつ自主的な管理の促進を図ること。
- 3 監督指導等の実施  
2の自主点検により、石綿ばく露防止措置が十分でない事業場に対しては、平成17年12月末日までに監督指導等を実施するなど、その措置の徹底を図ること。

	労働安全衛生法等	住宅局の取り組み		営繕、厚生労働省、文部科学省等の取 り組み（建物調査等）	海外の動き
		建築基準法	その他の取り組み		
昭和 46 年 (1971 年) ～ 昭和 62 年 (1988 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定化学物質等障害予防規則の制定（昭和 46 年）</li> <li>・ アスベスト含有量 5% を超えるものの吹付け禁止（昭和 50 年）</li> </ul> <p>（アスベスト含有量 5% 以下の吹付け ロックウールは平成元年まで使用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄骨の柱やはりに用いる吹付けアスベストを建築基準法の耐火構造の規定から削除（昭和 62 年）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎仕上げ標準（暫定修正案）により、石綿吹上げを取りやめ（昭和 48 年）</li> <li>・ 国立、公立学校における吹付けアスベストの調査（昭和 62 年）</li> <li>・ 地方局あて「石綿の取扱の当面の方針」を通知（昭和 62 年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和 47 年（1972 年） ILO、WHO においてアスベストに発がん生があることが認められた</li> <li>・ 昭和 61 年（1986 年） ILO 石綿条約採択（青石綿の原則使用禁止）</li> </ul>
昭和 63 年 (1988 年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県に対して建築物における吹き付けアスベストの実態調査及び指導を要請</li> <li>・ 吹付けアスベストから粉じん飛散防止のため（財）日本建築センターの協力を得て技術指針を策定し講習会を通じて普及啓発</li> <li>・ 公共住宅の吹付けアスベスト対策徹底を通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設省所管予算の対象施設のうち対策が必要な施設についてアスベスト粉じん濃度等の調査の実施</li> </ul>	
平成元年 (1989 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法において敷地境界基準（空気 1 ㍓あたり繊維 10 本を設け規制）</li> </ul>				
平成 4 年 (1992 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理法において、特別管理産業廃棄物に指定</li> </ul>				
平成 7 年 (1995 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青石綿、茶石綿（有害性の高い石綿）の原材料及び含有量 1% 超の製品の製造等の禁止</li> <li>・ アスベスト含有量 1% を超えるものの吹付け禁止</li> </ul>				
平成 16 年 (2004 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の石綿（白石綿など有害性の低い石綿）の含有量 1% 超の製品の製造等の禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁や石綿スレート等を建築基準法の耐火構造から削除</li> </ul>			
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ さらなる関係労働者の健康障害防止を図り建築物等の解体等の対策を充実させるため石綿障害予防規則を施行（7 月）</li> </ul> <p>（作業計画の届け出、労働従事者への教育、保護具の適正な管理、建築物の解体の対策の充実）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の解体工事等において、適切な取扱いが行われるよう（社）住宅生産団体連合会において、「低層住宅石綿取扱ガイド」を作成（6 月）</li> <li>・ 都道府県に対して民間建築物及び公共住宅における吹付けアスベストの実態調査及び指導を要請（7 月）</li> <li>・ 解体工事等において適切な取扱いが行われるよう関係団体を通じて指導徹底を要請（7 月）</li> <li>・ 従業員等において健康被害防止対策が適切に行われるよう関係団体を通じて指導徹底を要請（7 月）</li> <li>・ 民間建築物及び公共住宅における実態調査について、昭和 63 年までとする追加調査を実施（8 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の建築物、学校施設等、病院、社会福祉施設、その他公共建築物において吹付けアスベスト使用実態調査の実施（7、8 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 5 年（1993 年）EU において青石綿、茶石綿の製造、輸入、使用等の禁止</li> </ul>
平成 20 年 まで (2008 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベストの全面禁止</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 17 年（2005 年）EU においてアスベストを全面禁止</li> </ul>

## 建築物のアスベスト対策に係る今後の課題

### 1 建築基準法令における検討課題

#### (1) 建築物における使用状況

建築物においては、

- ・ 耐火被覆材や断熱材として吹き付けアスベスト
- ・ 屋根材、壁材、天井材等として、アスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等

が使用されている可能性。

アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれ（昭和63年環境庁及び厚生省通知）、露出して吹き付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれ。

※板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹き付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられる。

※吹き付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどであり、戸建住宅では、通常使用されている可能性は低いと考えられる。

#### (2) 建築基準法におけるこれまでの対応

○建築基準法においては、多数の者が利用する3階建て以上の建築物防火地域内の100㎡を超える建築物などについて、耐火建築物として柱などを耐火構造とすることが義務づけられている。

建築基準法の告示において、耐火構造とするための一つの方法として一定の吹き付けアスベストも使用できることとしていた。（この規定は62年に削除）

○また、建築基準法では、屋根を不燃材とするなどの基準が設けられている。

不燃材料としては、瓦などどならんで石綿スレートを規定していたが、労働安全衛生法においてアスベスト含有建材の製造等が原則禁止されたことを踏まえ、平成16年10月に当該規定から石綿スレートを削除するなどの対応を図ったところである。

#### (3) 建築基準法における対応案

繊維が飛散するおそれのあるアスベスト含有建材については、建築基準法令で使用禁止とすべきではないか。

この措置を講じると、新築段階で建築物への使用が禁止される。

（しかし、労働安全衛生法令により既にアスベスト含有建材の製造等は原

則禁止されているため、新たに制限が加わることにはならない。)

一方、既にアスベスト含有建材が使用されている既存建築物に係る建築基準法令上の取扱いは次のとおりとなる。

#### ①既存不適格建築物

建築基準法においては、法令の改正等により既存建築物が法令の規定に不適合となった場合は、その建築物の増改築等の機会をとらえて、不適合となっている規定を遡及適用することとなっており、使用禁止とされたアスベスト含有建材については、増改築等の際には除去することが義務づけられる。

なお、増改築時の緩和規定として、衛生関係等（シックハウス対策等）の一部規定については、居室単位など部分的な遡及にとどめる規定がある。

一方で、法令の改正等により既存建築物が法令の規定に不適合になっていても、増改築等を行わない場合は、法令の規定に不適合なまま、いわゆる「既存不適格建築物」として存在することが許容される。

#### ②勧告・是正命令制度

既存不適格建築物のうち著しく保安上危険又は著しく衛生上有害なものについては、所有者等に対し必要な措置を命令することができる制度に加え、平成17年6月からは、劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は著しく衛生上有害となるおそれがあるものについて所有者等に対し必要な措置をとることを勧告することができる制度や、勧告に係る措置をとることを命ずることができる制度が導入された。

このため、既存不適格建築物であっても、劣化等によりアスベスト繊維が飛散し危険な状態になるおそれがあるものについては、勧告・命令を行うことができることとなる。

### (4)論点

#### ①使用禁止対象とする建材の考え方

吹付けアスベスト等に加え、通常の使用状態では繊維が飛散する可能性が少ないといわれている成型品も含めて使用禁止とするか否か。

成型品の使用禁止に関しては、既存不適格建築物となることにより増改築等を行う場合に成型品をすべて除去する必要が生じることから、増改築等自体を断念あるいは先送りする、いわゆる「凍結効果」が生じる可能性がある。一方、解体時や地震発生時のアスベスト繊維の飛散の危険性、又は建築物の老朽化に伴う劣化等の可能性を考慮すると増改築時等の機会をとらえて除去すべきであるという考え方もある。

## ②封じ込め又は囲い込みを行った吹付けアスベスト等の対策の考え方

封じ込め又は囲い込みによる飛散防止措置を講じた吹付けアスベストについては、通常の使用状態では繊維が飛散する可能性は低いとして成型品と同様の取扱いとすることで良いか否か。

※本年7月に施行された石綿障害予防規則第10条により、既存建築物の吹付けアスベストが損傷等により危険な状態にあるときには、除去、封じ込め、囲い込み等の指導を行うことが可能となっている。(対象は労働者を就業させる建築物に限られ、住宅等は対象外となっている)

## 2 住宅性能表示制度における検討課題

### (1)住宅性能表示制度の概要

住宅性能表示制度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）に基づき、構造の安定、火災時の安全等の住宅の基本的な性能について、表示・評価方法に関する共通のルールを定め、国が指定する公正中立な第三者機関（住宅性能評価機関）が評価を行い、評価書を交付するもので、新築住宅については、平成12年10月から運用が開始されている。

既存住宅の評価は、目視等の現況検査による劣化等の状況、耐震性等の個別性能を評価するもので、平成14年12月から実施している。

### (2)論点

#### ①空気中のアスベスト繊維の濃度測定について

住宅室内のアスベスト繊維の飛散状況について、共通の基準のもと、評価・表示することができるようにするため、住宅性能表示制度において、既存住宅の室内空気中のアスベスト繊維の濃度を測定し、その結果を表示するしくみを整備する必要があるのではないか。

現在、濃度測定については、石綿等を取り扱う作業場の作業環境測定<sup>※1</sup>や工場等の隣地境界での大気中の粉じん濃度測定のための測定方法<sup>※2</sup>が定められているが、どのような方法によることとすれば良いか。

※1：労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第2項の規定に基づく作業環境測定基準（昭和51年4月22日労働省告示第46号）

※2：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号の規定に基づく「石綿に係る特定粉じんの濃度測定法」（平成元年12月27日環境庁告示第93号）

#### ②アスベスト含有建材の表示制度について

さらに、既存住宅におけるアスベスト含有建材の使用状況を把握することができるようにするため、住宅性能表示制度において、共通の基準の

もと、その使用状況を評価・表示するしくみを整備する必要があるのではないか。

現在、建築物の解体作業等の事前調査のために建材中の石綿含有率の分析方法<sup>※3</sup>が定められているが、どのような方法によることとすれば良いか。

なお、分析の効率化を図るため、あらかじめ、アスベストを含有するおそれのある建材を絞り込む作業が必要ではないか。

※3：労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第2項に規定する石綿等の使用の有無の分析による調査に関する「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成17年6月22日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）

#### 参考事例 住宅性能表示制度におけるシックハウス対策

シックハウス問題への対策を充実するため、住宅性能表示制度では、空気環境に関して、①建材からのホルムアルデヒドの発散量（JIS又はJASに基づくホルムアルデヒド発散等級等の表示）、②換気対策（居室及び局所換気対策を具体的に明示）、③室内空気中の化学物質の濃度測定の3つの評価項目を用意している。新築住宅においては、①及び②が必須、③が選択可能であり、既存住宅においては、①はなく、②及び③が選択可能である。

### 3 その他のアスベスト対策に関する検討課題

#### (1) アスベストの除去等に対する支援策の検討課題

アスベストによる被害防止の観点のみならず、公共公益性や良質な住宅・建築ストックの形成という観点にも留意しつつ、どのような支援策を講じる必要があるか。

#### (2) アスベストに関する調査研究の検討課題

既存建築物に使用されているアスベストの調査方法及び除去方法等について適切かつ簡易に行うことができるようにすること等が求められている。今後、どのような調査研究を実施すべきか。

#### (3) 居住者や所有者等からの相談対応に関する検討課題

「わが家にアスベストは使用されているか」など、居住者や所有者等からの相談に対して適切に対処することが必要である。アスベストについては、どのような相談体制を整備することが適当か。

#### 参考事例「シックハウス相談対応マニュアル」

居住者等からのシックハウスに係る相談に適切に対応するため、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて「シックハウス相談対応マニュアル」が作成さ

れ、地方公共団体、弁護士会、消費生活センター、保健所等に配布されている。

#### (4)地震発生後の飛散危険性の調査方法の検討

地震により、吹付けアスベストが剥離したり、スレート瓦等の成型品が割れて、アスベストが飛散するおそれがあり、建築物を継続して安全に使用できるか否かを判断したり、適切な解体等が行われる必要がある。

地震発生後には、応急危険度判定を行っているところであるが、その際にアスベストの飛散危険性の判定を併せて実施することが可能なのではないかと考えられるが、どのような調査を行う必要があるのか。

#### (5)小規模な建築物に係るアスベストの実態調査の実施の課題

民間建築物については、現在、延床面積1000㎡以上の建築物を対象に、各地方公共団体を通じて、室内等に露出して使用された吹付けアスベスト等に関する調査・指導を行っているところである。(吹付けアスベスト等の有無の調査は所有者等が行い、調査結果に基づき地方公共団体が改善指導を実施)

しかしながら、1000㎡未満の小規模な建築物についても、吹付けアスベストが使用されている可能性があることから、何らかの対応が必要である。

1000㎡未満の小規模な建築物を対象とすると、対象建築物の数が大幅に多くなり、また所有者等の負担も考慮する必要があることから、これまでと同様な調査方法以外にも、パンフレット等の配布による注意喚起・点検及び所有者等からの相談体制の整備等を通じて必要な対策が講じられるようにする方法など、様々な方法が考えられるが、どのような方法が適切か。

# 建築基準法の体系 (単体・総則関係)

